

はじめに

本市では、平成29年度に障害者基本法に基づく「西尾市障害者計画」を策定し、「共に生きる"まち"を、つくる」を基本理念として共生社会の実現に向けた障害者施策の推進に取り組むとともに、障害者総合支援法に基づく「西尾市障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「西尾市障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の充実を図ってきました。



障害者を取り巻く環境は、日々変化しています。本市においては令和元年12月に西尾市手話言語 条例を制定し、手話言語への理解の促進とその普及に取り組むとともに、手話でコミュニケーション を図りやすい環境の構築を目指しているところです。

社会全体においても、令和4年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、可能な限り障害者が、障害者でない者と同じ内容の情報を、同じ時点において、それぞれの障害の種類や程度に応じた手段で取得、利用できる施策の推進が定められるなど、インクルーシブ社会(社会的包摂)の実現に向けた取組が進められてきました。

また、令和6年4月には、改正障害者差別解消法が施行され、個人事業者やボランティア団体等の 非営利団体を含む全ての事業者において、障害者に対する「合理的配慮の提供」が義務付けられ、 障害者がさまざまな社会活動に参加していくための素地が整いつつあります。

本市においては、このような社会の変化に対応するとともに、これまでの施策の状況を踏まえ、障害者の実態やニーズに即した障害者施策を総合的・計画的に推進していくため、「第4次西尾市障害者計画」、「第7期西尾市障害福祉計画」及び「第3期西尾市障害児福祉計画」を、「西尾市障害者福祉計画」として一体的に策定しました。

本計画では「一人ひとりを大切に、住み慣れた地域で健やかに暮らせるまち 西尾」を基本理念として、障害の有無にかかわらず一人ひとりの人格と個性が尊重され、誰もが自分らしく生き生きと暮らしていける「共生社会」の実現を目指します。その理念のもと、7つの基本目標を掲げ、地域の皆様や関係団体等の協力を得ながら障害者施策の推進を図ってまいりますので、より一層のご理解とご支援をお願いいたします。

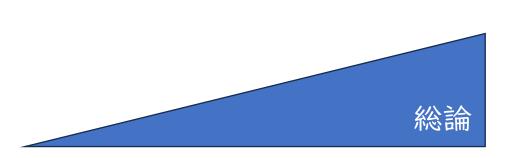
最後になりましたが、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見を賜りました西尾市障害者福祉 計画・地域福祉計画等策定委員会委員各位、関係団体ヒアリング・アンケートにご協力いただきまし た皆様方に対しまして、心より感謝申し上げます。

令和6年3月

西尾市長 中 村 健

目 次

第I	章 障害者福祉計画について	ا
- 1	策定の趣旨	ا
2	法令・制度改正の動向	2
3	計画の位置付け	4
4	SDGs との関係	8
第2	章 障害のある人を取り巻く状況	. 1 1
1	市の人口・世帯	. 11
2	高齢者の状況	. 13
3	障害のある人の状況	. 14
4	障害別の状況	. 15
5	アンケート調査の概要	. 19
6	現行計画の評価	. 35
7	障害者施策の課題	. 37
第3	章 障害者福祉の基本的な考え方	.41
- 1	障害者施策の基本理念	.41
2	基本目標の設定	. 42
3	施策の体系	. 44
第4	章 障害者施策の展開	. 45
基	基本目標! 安心して暮らせる"まち" ~生活支援~	. 45
基	基本目標2 地域が一体となって共に理解する"まち"~広報・啓発・相談~	. 48
基	基本目標3 地域の社会活動に参加できる"まち"~学習・スポーツ・文化・地域社会活動~	. 52
基	基本目標4 障害の早期発見と適切な支援が受けられる"まち"〜保健・医療〜	. 54
基	基本目標5 地域の協力で育つ"まち"~療育·教育·子育て支援~	. 57
基	基本目標6 一人ひとりが生き生きと活躍する"まち"~雇用·就業·経済的自立~	. 62
基	基本目標7 すべての人にやさしい"まち"~共生社会・権利擁護・差別解消・協働~	. 64
第5	章 障害福祉サービス等の目標と見込量確保のための方策	.73
- 1	令和8年度の目標値	.73
2	障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保の方策	.75
3	地域生活支援事業の見込量と確保の方策	. 79
4	その他の支援の見込量と確保の方策	. 85
第6	章 障害児支援の目標と見込量確保のための方策	. 87
- 1	令和8年度の目標値	. 87
2	障害児通所支援及び相談支援等の見込量と確保の方策	.88
3	障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズと定量的な目標	. 89
4	その他の障害児への支援等	.89
資彩	4編	.93



第1章 障害者福祉計画について

| 策定の趣旨

本市においては、平成29年3月に、障害者基本法に基づく「第3次西尾市障害者計画」を策定し、 障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を目 指し、障害者施策に取り組んできました。

国においては、平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」との整合性確保に留意しつつ、平成28年に改正された「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」のほか、令和3年に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援法」に基づき、障害者が自ら望む地域生活への支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応に向けた取組等が行われてきました。

また、令和3年には、「障害者差別解消法」が改正され、事業者に対する合理的配慮の提供の義務付けや、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化等が規定されました。

このほか、障害者の社会参加の促進や共生社会の実現に向け、平成30年に「障害者文化芸術推進法」、令和元年に「読書バリアフリー法」、令和4年に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されるなど、様々な法整備が進められてきました。

令和3年に開催された、東京2020オリンピック・パラリンピック、「障害者差別解消法」の改正等の 大きな動きが見られており、障害者等をとりまく環境及び施策は大きく変化してきています。

さらに、令和4年には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、令和6年度以降、障害者等の地域生活の支援体制の充実や児童発達支援センターの役割・機能の強化などが行われる予定となっています。

こうした動向も踏まえつつ、障害者施策の大きな方向性や取り組むべき政策課題等について、大局的・俯瞰的見地より議論が行われ、その結果、令和5年3月、「障害者基本計画(第5次)」が策定されました。

この基本計画は、障害者基本法の目的の達成はもちろんのこと、次に掲げる社会の実現を目指すことが期待されています。

- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観 を国民全体で共有できる共生社会
- ・「誰一人取り残さない」というSDGs (持続可能な開発目標: Sustainable Development Goals)の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- ・デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、 障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- ・障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

基本計画に基づく施策の策定及び実施に当たっては、こうした目指すべき社会の姿を常に念頭に置くとともに、その実現に向けた観点から不断に取組を進めていくことが重要であるとされています。

2 法令・制度改正の動向

年度等	内 容
障害者差別解消法(障害を理由とする 差別の解消の推進に関する法律)の施 行 (平成28(2016)年4月1日施行)	○ 障害を理由とする差別的取扱いの禁止○ 合理的配慮の提供
成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行 (平成28(2016)年5月13日施行)	○ 成年後見制度利用促進委員会の設置
発達障害者支援法の改正 (平成28(2016)年8月1日施行)	発達障害者支援地域協議会の設置発達障害者支援センターなどによる支援に関する 配慮
障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)及び児童福祉法の改正(平成28(2016)年6月3日公布平成30(2018)年4月1日施行)	 ○ 自立生活援助の創設(円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行うサービス) ○ 就労定着支援の創設(就業にともなう生活課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を行うサービス) ○ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ○ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築(障害児福祉計画の策定) ○ 医療的ケアを要する障害児に対する支援(平成28年(2016年)6月3日公布日施行)
障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行 (平成30(2018)年6月公布・施行)	○ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策 を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を 通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参 加の促進
障害者の雇用の促進等に関する法律の 一部改正 (令和2(2020)年4月1日施行)	 ○ 障害者の雇用状況についての的確な把握のため、報告徴収の規定を新設 ○ 障害者雇用率の算定対象となる障害者の確認に関する書類保存の義務化 ○ 障害者雇用率の算定対象となる障害者であるかどうかの確認方法を明確化 ○ 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国及び地方公共団体に対して、確認の適正な実施に関し、勧告をすることができることとする適正実施勧告の規定を新設 ○ 国等が率先して障害者を雇用する責務の明確化 ○ 障害者活躍推進計画」の作成・公表の義務化 ○ 障害者活躍推進計画」の作成・公表の義務化 ○ 遺20時間未満の障害者を雇用する事業主に対する特例給付金の新設 ○ 中小事業主(300人以下)の認定制度の新設

年度等	内 容
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正 (令和3(2021)年4月1日施行)	 □ 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 □ 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 □ 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 □ 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 □ 社会福祉連携推進法人制度の創設
障害者差別解消法の改正 (令和3(2021)年6月4日公布 令和6(2024)年4月1日施行)	○ 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化(改正前は努力義務、過重な負担がない範囲で行う)
医療的ケア児支援法(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律) (令和3(2021)年9月18日施行)	○ 「医療的ケア」の定義を、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰 (かくたん) 吸引その他の医療行為とした ○ 医療的ケア児支援施策を実施する地方公共団
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律)の施行(令和4年(2022年)5月25日施行)	体の責務を明記 ○ 障害者による情報の取得利用等に係る施策の推進
児童福祉法の改正 (令和4(2022)年6月15日公布 令和6(2024)年4月1日施行)	 ○ 全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置等 ○ 困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設 ○ 児童の意見聴取等の仕組みの整備
障害者総合支援法の改正 (令和4(2022)年12月16日公布 令和6(2024)年4月1日施行)	 ○ 共同生活援助(グループホーム)の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談等が含まれることが、法律上明確化 ○ 就労選択支援(就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス)の創設施行期日(案)令和7年10月1日(政令で定める日) ○ 短時間労働者に対する実雇用率算定、障害者雇用調整金等の見直し、入院者訪問支援事業の創設、精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進 ○ 難病患者等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 ○ 難病患者等についてのデータベースに関する規定の整備(第三者提供の仕組みの規定等)

本市においては、このような大きな変化に対応するとともに、これまでの施策の状況を踏まえ、本市の障害者の実態やニーズに即した障害者施策を総合的・計画的に推進していくため、「第4次障害者計画」「第7期障害福祉計画」「第3期障害児福祉計画」を、「障害者福祉計画」として一体的に策定します

3 計画の位置付け

(1)計画の法的位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づいて障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される障害者計画、障害者総合支援法第 88 条に基づく障害福祉計画及び児童福祉法第 33 条の20に基づく障害児福祉計画を一体的に策定するものであり、障害者のための施策に関する基本的な計画として策定するものです。

また、障害者文化芸術推進法第8条に基づき策定する「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」及び読書バリアフリー法第8条に基づき策定する「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」としての位置付けも有する計画として策定します。

なお、本計画の策定に当たっては、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第 9条第1項に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえることとします。

【策定の根拠及び計画内容】

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
+12 ton >+	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
根拠法	第11条第3項	第88条	第33条の20
	障害者施策の基本的方向	障害福祉サービス等の見	障害児通所支援等の提供
内容	性について定める計画	込みと、その確保策を定め	体制と、その確保策を定め
		る(計画期間は3年1期)	る(計画期間は3年1期)

(参考:障害者基本法第 | | 条第3項)

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

(2) 計画の対象

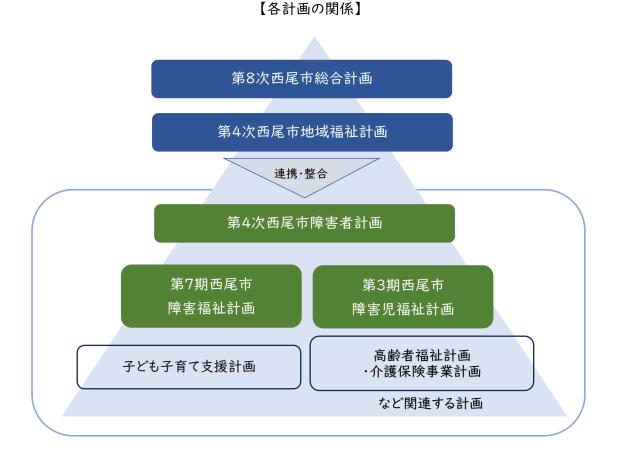
本計画では、障害者総合支援法に基づき、対象とする障害者の範囲を、身体障害者、知的障害者及び精神障害者(発達障害者を含む。)並びに制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病の者(治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの)としています。

また、障害児に関わる内容については、児童福祉法に基づき、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害児を含む。)又は難病の児童を対象としています。

(3) 上位計画・関連計画との関係

障害者計画は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な指針を定めた 最上位計画である「にしお未来創造ビジョン(第8次西尾市総合計画)」及び福祉分野の個別計画 の上位計画である「第4次西尾市地域福祉計画」に即した計画とします。また、障害者施策に関連す る他の計画と整合を図った上で策定します。

なお、実施計画としては、別途数値目標等を設定した障害福祉計画、障害児福祉計画を定めます。



(4) 愛知県の方針

愛知県は、国と県、市町村が総合的な連携体制を構築し、障害者に適切なサービスを提供できる体制を作っていくため、障害福祉に関する総合計画として、都道府県が策定すべき3つの法定計画を一体的に策定しています。⇒あいち障害者福祉プラン 2021-2026

- ・障害者基本法第11条第2項に基づく「都道府県障害者計画(第4期)」
- ・障害者総合支援法第 89 条第1項に基づく「都道府県障害福祉計画(第6期)」
- ・児童福祉法第 33 条の 22 第1項に基づく「都道府県障害児福祉計画(第2期)」

その基本理念は、「全ての県民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、多様性を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現」とされています。

(5) 計画の期間

「第4次西尾市障害者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期西尾市障害福祉計画」及び「第3期西尾市障害児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間の計画です。

ただし、国の障害者政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和
3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8年度	9 年度	10年度	11年度
第3次i	l 西尾市障害者	計画		Š	第4次西尾市	障害者計画		
第6期西尾	第6期西尾市障害福祉計画 第7期西尾市障害福祉計画						·>	
第2期西	尾市障害児福	ā祉計画	第3期西)	尾市障害児福	祉計画			

(6)計画の策定手法

この計画は、障害者・障害児へのアンケート調査、関係団体・事業所等へのアンケート調査を行い、 障害者関係団体、障害福祉サービス事業所、関係機関等で西尾市障害者福祉計画・西尾市地域福 祉計画等策定委員会を組織し、協議を重ねて策定しました。また、関係各課による施策・事業の点検 を行いました。

また、同時期に改訂した「地域福祉計画」並びに社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との関連にも考慮しました。

(7)計画の推進・評価・改善

①計画の周知及び情報提供

本計画について、市内公共施設やホームページ等で広く住民一般に周知し、障害者及び家族や地域住民、障害者支援に関わる人々の共通の理解を得ながら、計画を推進します。障害のあるなしにかかわらず、共に暮らす地域の実現に向けて、障害者及び障害者施策に関する正しい理解と関心をさらに高めます。

②関係機関の連携による推進

▶保健・医療・福祉・教育分野における連携

障害者を支える協働のネットワークが構築されるよう、市民、障害者団体及び関係団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、教育・療育機関、ボランティア団体、社会福祉サービス事業者と行政が、西尾市地域自立支援協議会等の活動を通じて障害者福祉の理念を共有し、それぞれが役割を担います。

- ▶協働のネットワーク構築
- 一人ひとりの支援ニーズに適合したサービスが一貫性をもって提供されるよう、関係機関のネットワークづくりに努めます。
- ③計画の点検・評価及び見直し

本計画の点検にあたっては、福祉課を中心にそれぞれの事業を担当する各課において事業の 実施状況の確認や評価及び地域自立支援協議会での検証を行います。その結果に基づき、計 画を着実に推進します。点検・評価及び見直しにあたっては、最新の社会情勢や福祉施策に対応 します。

【障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ】

基本指針

■障害福祉計画策定にあたっての基本的考え方及び達成すべき目標、 サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示

計画 (Plan)

■「基本指針」に即して成果目標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定やその他確保方策等を定める。



■中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害福祉計画の見直し等を実施する。

実行(Do)

■計画の内容を踏まえ、事 業を実施する。



評価(Check)

- ■成果目標については、少なくとも年一回は実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。
- ■中間評価の際には、協議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表することが望ましい。

国障害福祉計画策定に係る実態調査及び PDCA サイクルに関するマニュアル



4 SDGs との関係

SDGs (エスディージーズ)とは、持続可能な開発目標のことで、2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

SDGs は、その基本理念として、貧困の撲滅をはじめ、世界中の「誰一人取り残されない」という、 包摂的な世の中を作っていくことが重要であると示しています。これは、住民の福祉の増進を図ること を目的とする地方自治体にとって、目的を同じくするものです。こういったことから、市では、障害者計 画の各分野において、SDGs の目標指標を意識して、自治体レベルで SDGs の理念と目標を支える こととしていきます。

本計画と関係の深いゴールをここに掲げます。

7100000	ポッパル・コールとことに関けるす。		
1 対照を なくそう	目標 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	10 人や国の不平等 をなくそう	目標 I O 各国内及び各国間の不平等を是正する
2 mm t	目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	11 the addition to the state of	目標 I 目 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
3 すべての人に 健康と福祉を —///◆	目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	12 つくる責任 つかう責任	目標 2 持続可能な生産消費形態を 確保する
4 質の高い教育をみんなに	目標4 すべての人々への、包摂的かつ 公正な質の高い教育を提供し、生涯学 習の機会を促進する	16 平和と公正を すべての人に	目標16 持続可能な開発のための平 和で包摂的な社会を促進し、すべての 人々に司法へのアクセスを提供し、あら ゆるレベルにおいて効果的で説明責 任のある包摂的な制度を構築する
5 ジェンダー平等を 実現しよう	目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	17 バートナーシップで 日標を達成しよう	目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
8 働きがいも 経済成長も	目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	DE	STAINABLE VELOPMENT

市の現況・課題

第2章 障害のある人を取り巻く状況

| 市の人口・世帯

(1) 人口の推移

本市の人口は、令和元年あたりをピークに微減の傾向にあります。年少人口は減少し、高齢者人口は増加するという、いわば少子高齢化の傾向にあります。一方、生産年齢人口は、減少しています。 令和5年の高齢化率は、25.8%で、およそ4人に1人が高齢者となっています。

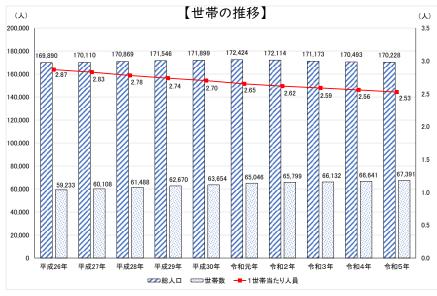


【総人口と人口構成】

資料:住民基本台帳(各年4月1日)

(2) 世帯の推移

本市の世帯数は、増加傾向にあり、一世帯当たり人員は一貫して減少しています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

(3) 世帯の状況

本市の世帯の推移では、一般世帯は増加しており、核家族世帯も増加しています。一方、単独世帯、65歳以上の単独世帯も増加しています。

また、男親と子供から成る世帯、女親と子供から成る世帯も増加しています。

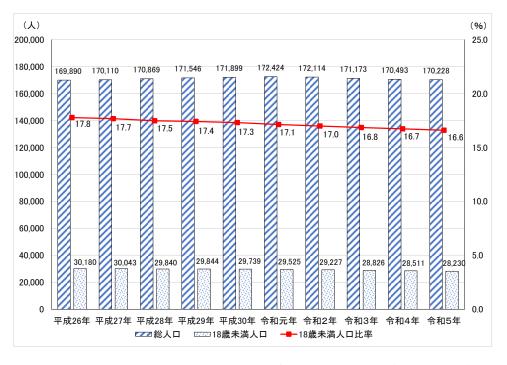
【世帯の状況】

			平成	平成	平成	平成	令和
		12年	17年	22年	27年	2年	
一般世帯数		46,786	51,315	54,390	58,891	61,910	
	Ì	ち核家族世帯	25,524	28,208	30,738	33,046	35,435
		夫婦のみの世帯	6,582	7,944	9,187	9,975	11,164
		夫婦と子供から成る世帯	15,930	16,587	17,422	18,327	18,956
世帯類型		男親と子供から成る世帯	583	689	736	866	976
		女親と子供から成る世帯	2,429	2,988	3,393	3,878	4,339
	Ì	ち単独世帯	7,721	10,294	11,631	14,850	16,576
		うち 65 歳以上の単独世帯	1,865	2,435	3,089	4,320	4,922

資料:国勢調査

(4) 18 歳未満の人口の推移

本市の 18 歳未満人口は、ゆるやかな減少傾向にあり、18歳未満の人口比率は一貫して減少しています。

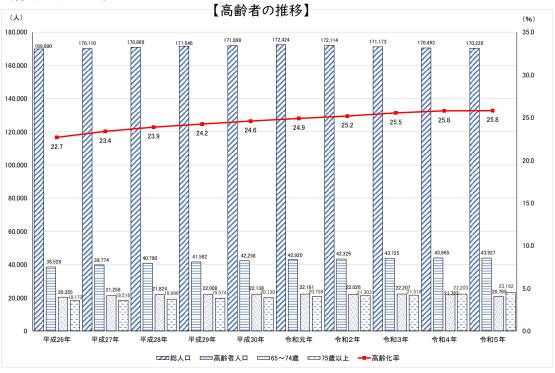


資料:住民基本台帳(各年4月1日)

2 高齢者の状況

(1) 高齢者の推移

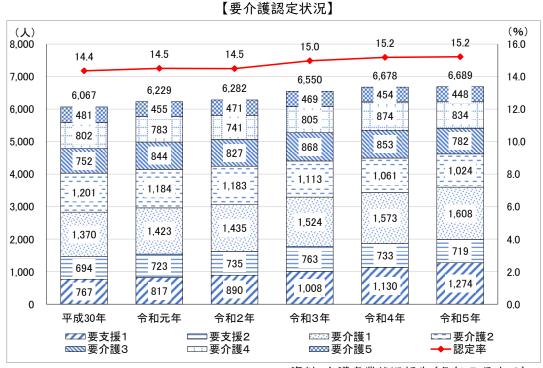
本市の高齢者人口は、ゆるやかな増加傾向にあります。その中でも、後期高齢者である 75 歳以上が増加傾向にあります。



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

(2) 要介護認定状況

要支援・要介護の認定状況をみると、総数は増加傾向にあり、中でも、要支援 I、要介護 I が増加しています。

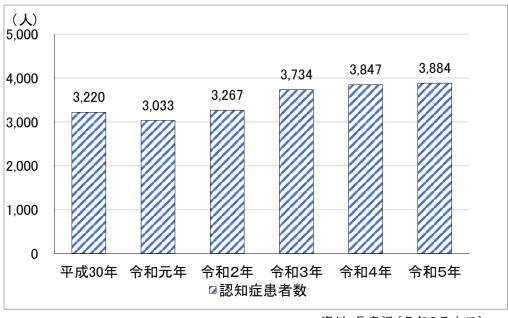


資料:介護事業状況報告(各年5月末日)

(3) 認知症高齢者の推移

認知症高齢者の推移では、増加しており、令和3年から増加幅が多くなっています。

【認知症高齢者の推移】



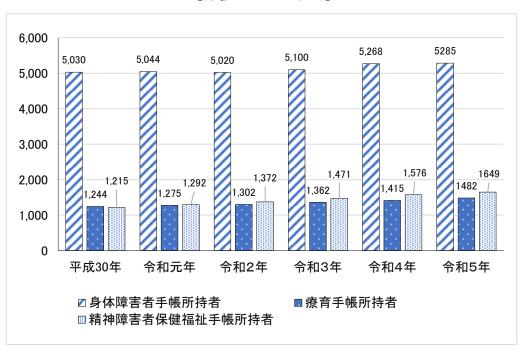
資料:長寿課(各年3月末日)

※認知症高齢者数は、認知症高齢者日常生活自立度 Π α 以上の人を集計しています。 Π α 以上とは、たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたこと にミスが目立つ等の状態に当てはまる人のことです。

3 障害のある人の状況

障害のある人の状況では、それぞれの種別の人数は増加傾向にあります。

【障害のある人の状況】



資料:福祉課(各年4月1日)

4 障害別の状況

(1) 身体障害者手帳所持者

①年龄

身体障害者手帳所持者を年齢でみると18歳以上の数が増加しています。

【年齢】



資料:福祉課(各年4月1日)

②等級

身体障害者手帳所持者を等級でみると1級、3級が増加しています。

【等級】

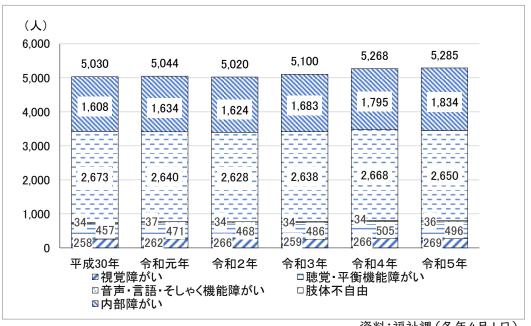


資料:福祉課(各年4月1日)

③種別

身体障害者手帳所持者を障害の種別でみると内部障害が増加しています。

【種別】



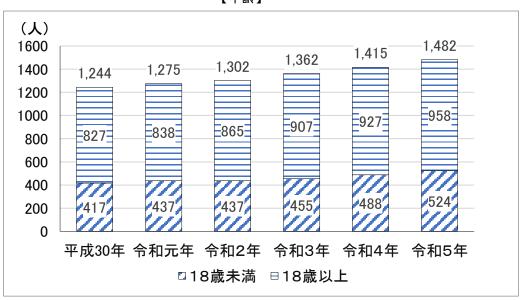
資料:福祉課(各年4月1日)

(2) 療育手帳所持者

①年龄

療育手帳所持者を年齢でみると全体的に増加しています。

【年齢】

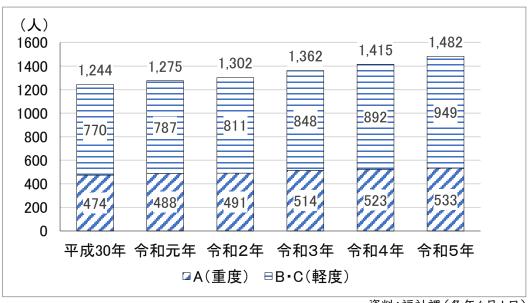


資料:福祉課(各年4月1日)

②区分

療育手帳所持者を区分でみると全体的に増加しています。

【区分】



資料:福祉課(各年4月1日)

(3) 精神障害者手帳所持者

①年齢

精神障害者手帳所持者を年齢でみると全体的に増加しています。

【年齢】

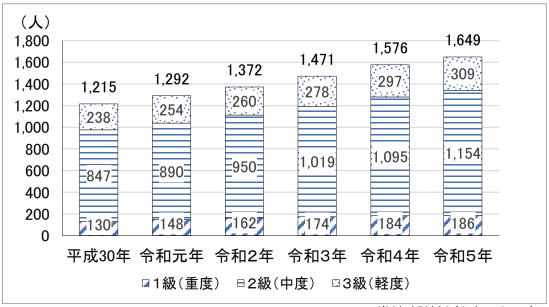


資料:福祉課(各年4月1日)

②等級

精神障害者手帳所持者を等級でみると特に2級(中度)が増加しています。

【等級】



資料:福祉課(各年4月1日)

5 アンケート調査の概要

(1)福祉に関するアンケート調査

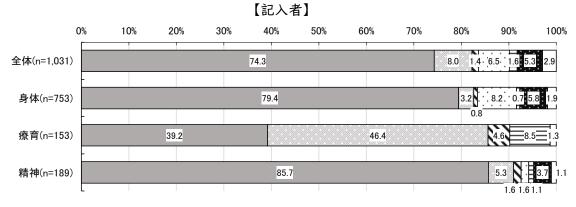
本調査は、令和5年2月、障害者手帳をお持ちの方(令和5年2月1日時点の所持者)2,000人、障害者手帳をお持ちの児童及び福祉サービスを利用している児童(令和5年2月1日時点の所持者)500人に郵送による調査票の配布・回収でアンケートを行い、障害者手帳をお持ちの方1,031人(回収率51.6%)、障害児248人(回収率49.6%)の方から回答をいただきました。

(2) 障害者アンケート

①アンケートの回答者

調査票の記入者については、「本人」が74.3%と最も高く、次いで「父、母」(8.0%)、「子ども」 (6.5%) 等の順となっています。

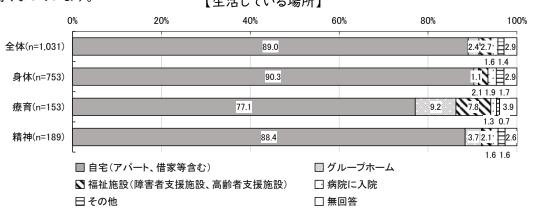
障害者手帳所持者別でみると、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「本人」が最も高く、療育手帳所持者では「父、母」が最も高くなっています。



■ 本人(調査票が郵送された宛名の方) 💹 父、母 🔊 兄 弟、姉妹 🖸 子ども 🗎 事業所職員がかわりに回答 🖪 その他 🗌 無回答

②生活している場所

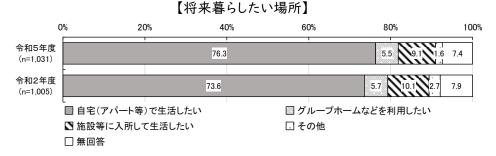
ご本人が現在生活している場所については、「自宅(アパート、借家等含む)」が 89.0%と最も高く、次いで「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)」(2.7%)、「グループホーム」(2.4%)、「病院に入院」(1.6%)の順となっています。



③今後暮らしたい場所

将来暮らしたい場所については、「自宅(アパート等)で生活したい」が76.3%で最も高く、次いで「施設等に入所して生活したい」(9.1%)、「グループホームなどを利用したい」(5.5%)、の順となっています。

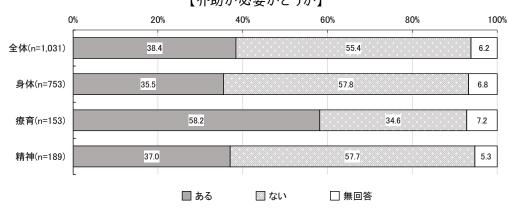
令和2年度調査と比較すると、「自宅(アパート等)で生活したい」がやや高くなっています。



④介助が必要かどうか

介助が必要かどうかについては、「ある」が38.4%、「ない」が55.4%となっています。 障害者手帳所持者別でみると、療育手帳所持者で「ある」が他の手帳所持者と比較して高くなって

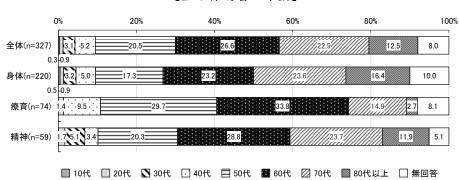
障害者手帳所持者別でみると、際育手帳所持者で「める」が他の手帳所持者と比較して高くなっています。 【介助が必要かどうか】



⑤主な介助者の年齢

主な介助者の年齢は、「60代」が26.6%と最も高く、次いで「70代」(22.9%)、「50 代」 (20.5%)等の順となっています。

障害者手帳所持者別でみると、身体障害者手帳では「70代」がやや高く、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者では「60代」が最も高くなっています。



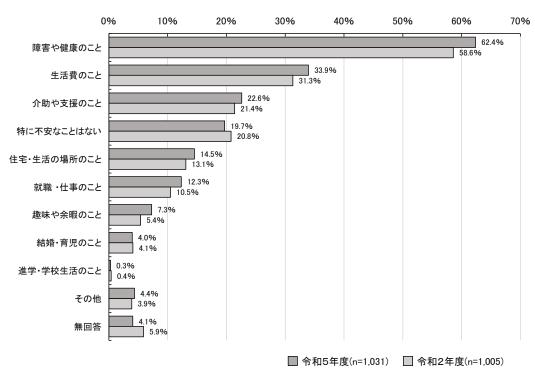
【主な介助者の年齢】

⑥現在の生活で不安に感じること

現在の生活で不安に感じることについて、「障害や健康のこと」が62.4%、「次いで生活費のこと」(33.9%)、「介助や支援のこと」(22.6%)等の順となっています。

令和2年度と比較すると、「障害や健康のこと」では、3.8ポイント高くなっています。



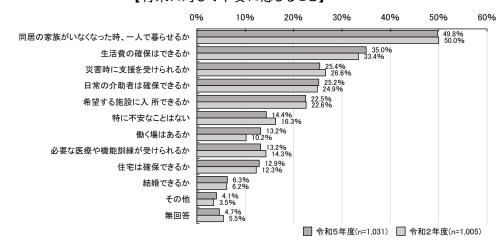


⑦将来に対して不安に感じること

将来に対して不安に感じることについては、「同居の家族がいなくなった時、一人で暮らせるか」が49.8%と最も高く、次いで「生活費の確保はできるか」(35.0%)、「災害時に支援を受けられるか」(25.4%)等の順となっています。

前回と比較したところ、「働く場はあるか」、「生活費の確保はできるか」がやや高くなっており、一方、「特に不安なことはない」が低くなっています。

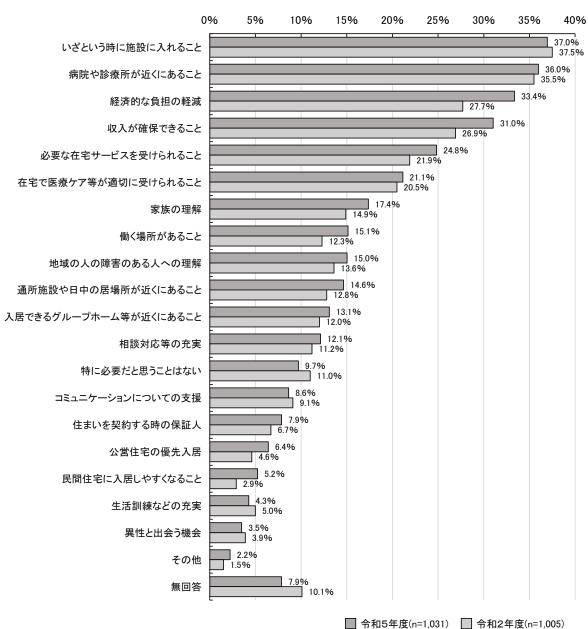
【将来に対して不安に感じること】



⑧今後必要なこと

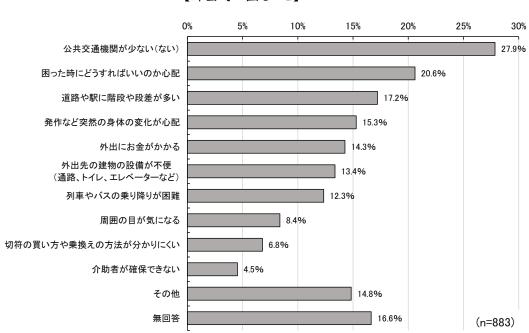
今後のために必要なことについては、「いざという時に施設に入れること」が37.0%と最も高く、次いで「病院や診療所が近くにあること」(36.0%)、「経済的な負担の軽減」(33.4%)、「収入が確保できること」(31.0%)、「必要な在宅サービスを受けられること」(24.8%)等の順となっています。 令和2年度と比較したところ、「経済的な負担の軽減」では、5.7ポイント、「収入が確保できること」では、4.1ポイント高くなっています。

【今後必要なこと】



9外出

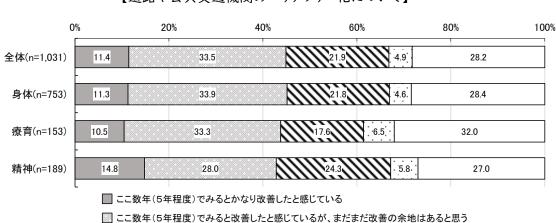
外出の目的については、「買い物に行く」が71.5%と最も高く、次いで「医療機関への受診、リハビリ、デイケア」(57.5%)、「通勤・通学・通所」(32.2%)等の順となっていますが、外出時に困る事については、「公共交通機関が少ない(ない)」が27.9%と最も高く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」(20.6%)、「道路や駅に階段や段差が多い」(17.2%)等の順となっています。



【外出時に困ること】

⑩バリアフリー化

道路や公共交通機関のバリアフリー化については、「ここ数年(5年程度)でみると改善したと感じているが、まだまだ改善の余地はあると思う」が33.5%と最も高く、「ここ数年(5年程度)でみるとあまり改善したとは思えない」(21.9%)、「ここ数年(5年程度)でみるとかなり改善したと感じている」(11.4%)、「ここ数年(5年程度)ではまったく改善していない」(4.9%)の順となっています。



【道路や公共交通機関のバリアフリー化について】

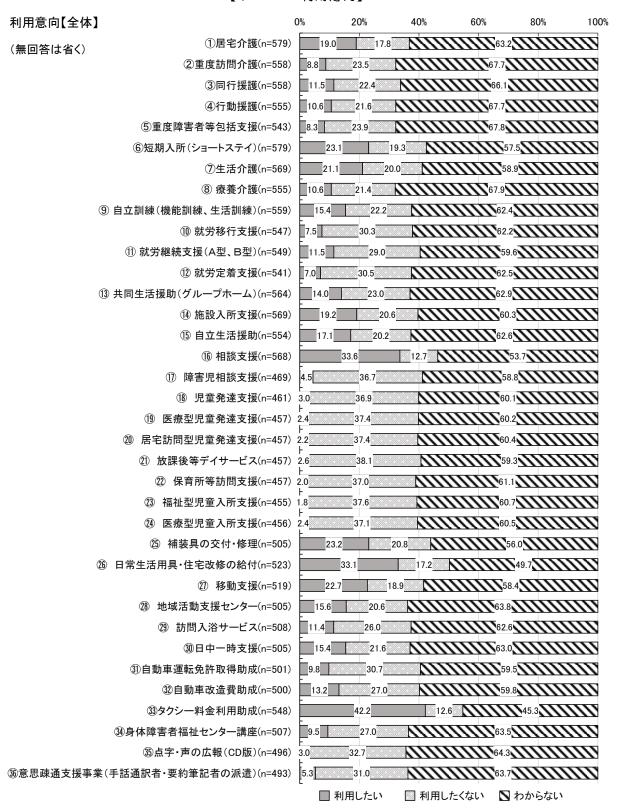
□ 無回答

■ ここ数年(5年程度)でみるとあまり改善したとは思えない□ ここ数年(5年程度)ではまったく改善していない

①障害福祉サービスの利用意向

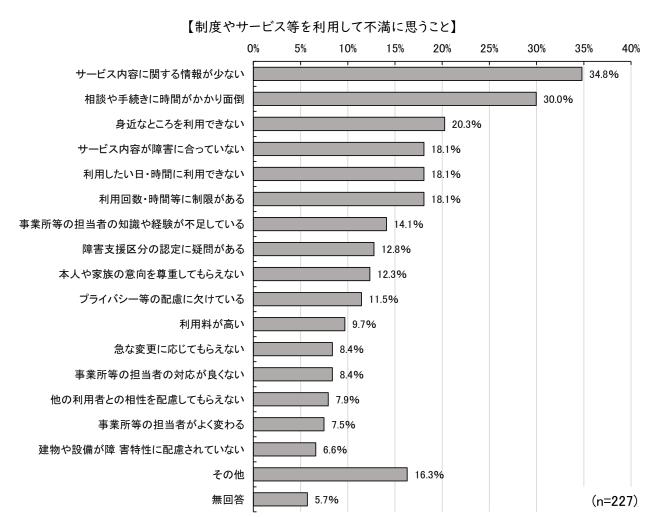
障害福祉サービスの利用意向については、③タクシー料金利用助成が 42.2%と最も高く、次い で、⑥相談支援 (33.6%)、⑥日常生活用具・住宅改修の給付 (33.1%)、⑤補装具の交付・修理 (23.2%)等の順となっています。

【サービスの利用意向】



②制度やサービス等を利用して不満に思うこと

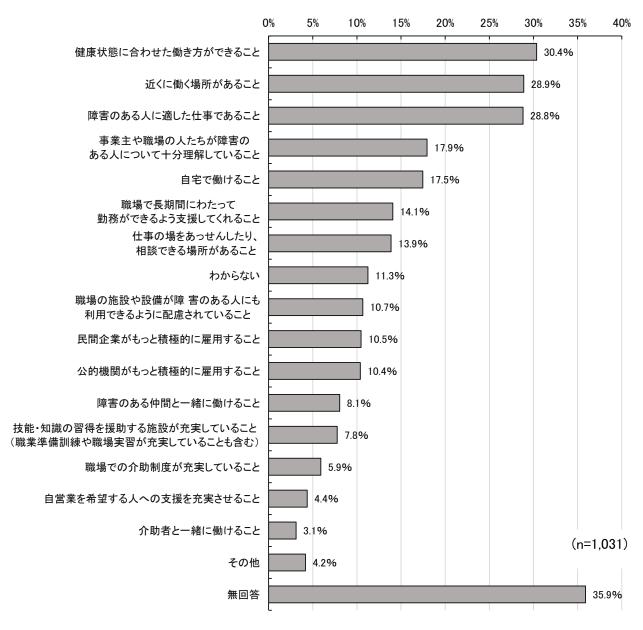
制度やサービス等を利用して不満に思うことについては、「サービス内容に関する情報が少ない」が 34.8%と最も高く、次いで「相談や手続きに時間がかかり面倒」(30.0%)、「身近なところを利用できない」(20.3%)、「サービス内容が障害に合っていない」「利用したい日・時間に利用できない」「利用回数・時間等に制限がある」(それぞれ 18.1%)等の順となっています。



③働くために必要だと思うこと

働くために必要なことについては、「健康状態に合わせた働き方ができること」が30.4%と最も高く、次いで「近くに働く場所があること」(28.9%)、「障害のある人に適した仕事であること」(28.8%)、「事業主や職場の人たちが障害のある人について十分理解していること」(17.9%)、「自宅で働けること」(17.5%)等の順となっています。

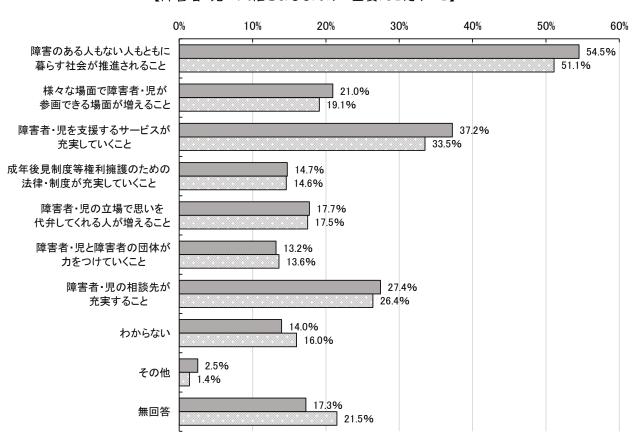
【働くために必要だと思うこと】



(4)障害者・児の人権をまもるために重要だと思うこと

障害者・児の人権をまもるために重要なことについては、「障害のある人もない人もともに暮らす社会が推進されること」が54.5%で最も高く、次いで「障害者・児を支援するサービスが充実していくこと」(37.2%)、「障害者・児の相談先が充実すること」(27.4%)等の順となっています。

令和2年度と比較したところ、全体で増加傾向にあり、特に「障害者・児を支援するサービスが充実していくこと」では3.7 ポイント、「障害のある人もない人もともに暮らす社会が推進されること」が3.4 ポイント増加しています。



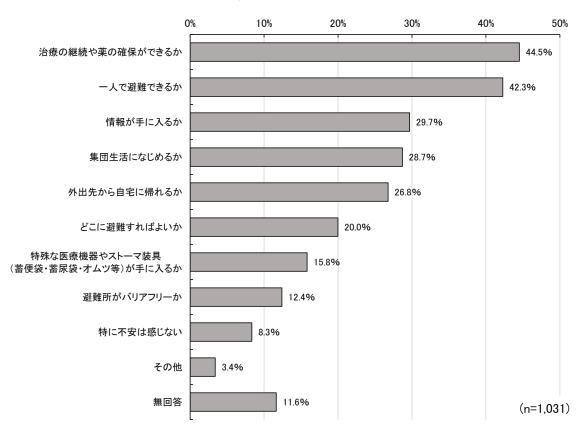
【障害者・児の人権をまもるために重要だと思うこと】

□令和5年度(n=1,031) □令和2年度(1,005)

⑤火事や地震などの災害時に不安なこと

災害に遭った時にどういうことで不安を感じるかについては、「治療の継続や薬の確保ができるか」が44.5%と最も高く、次いで「一人で避難できるか」(42.3%)、「情報が手に入るか」(29.7%)、「集団生活になじめるか」(28.7%)、「外出先から自宅に帰れるか」(26.8%)等の順となっています。

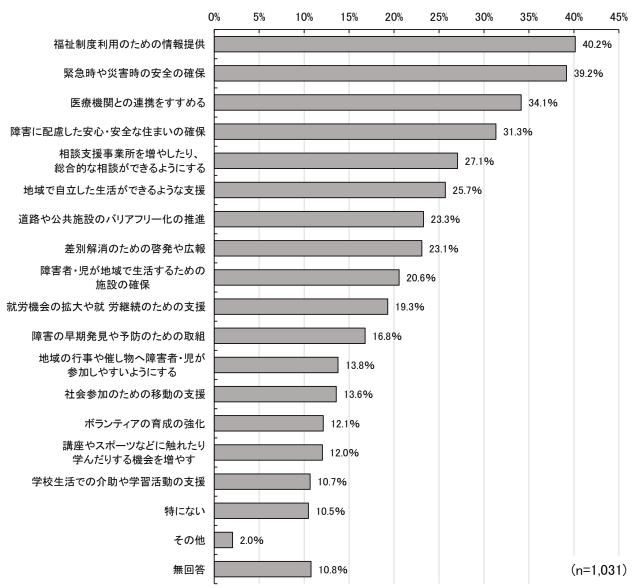
【災害時に不安なこと】



(6)障害者・児のために市が積極的にすすめるべき施策

障害者・児のために市が積極的にすすめるべき施策については、「福祉制度利用のための情報提供」が40.2%と最も高く、次いで「緊急時や災害時の安全の確保」(39.2%)、「医療機関との連携をすすめる」(34.1%)、「障害に配慮した安心・安全な住まいの確保」(31.3%)、「相談支援事業所を増やしたり、総合的な相談ができるようにする」(27.1%)等の順となっています。

【障害者・児のために市が積極的にすすめるべき施策】



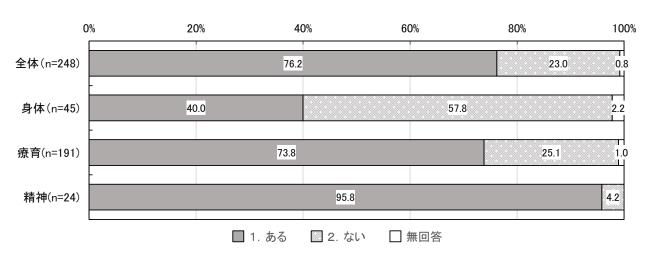
(2) 障害児アンケート

①発達障害の診断の有無

発達障害の診断の有無については、「ある」が 76.2%、「ない」が 23.0%となっています。

障害者手帳所持者別でみると、「ある」が精神障害者保健福祉手帳所持者では 95.8%、療育手帳所持者では 73.8%と高くなっています。

【発達障害の診断の有無】

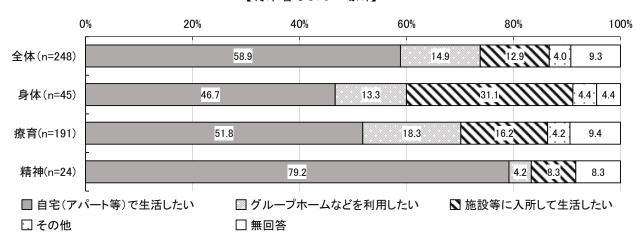


②将来暮らしたい場所

将来暮らしたい場所については、「自宅(アパート等)で生活したい」が 58.9%で最も高く、次いで「グループホームなどを利用したい」(14.9%)、「施設に入所して生活したい」(12.9%)等の順となっています。

障害者手帳所持者別でみると、全ての障害者手帳所持者で「自宅(アパート等)で生活したい」 が最も高くなっており、身体障害者手帳所持者では「施設に入所して生活したい」が、療育手帳所持 者では「グループホームなどを利用したい」が他の手帳所持者と比べて高くなっています。

【将来暮らしたい場所】



③将来に対して不安に感じること

将来に対して不安に感じることについては、「同居の家族がいなくなった時、一人で暮らせるか」が 73.0%と最も高く、次いで「働く場はあるか」(62.1%)、「生活費の確保はできるか」(56.9%)等 の順となっています。

前回と比較したところ、高くなっているものについては、「同居の家族がいなくなった時、一人で暮らせるか」「日常の介助者は確保できるか」「住宅は確保できるか」「生活費の確保はできるか」「必要な医療や機能訓練が受けられるか」「希望する施設に入所できるか」「災害時に支援を受けられるか」となっています。

【将来に対して不安に感じること】

(単位:%)

		有効回答数(件)	一人で暮らせるか同居の家族がいなくなった時、	日常の介助者は確保できるか	住宅は確保できるか	働く場はあるか	生活費の確保はできるか	結婚できるか	られるかられるかのである。	希望する施設に入所できるか	災害時に支援を受けられるか	その他	特に不安なことはない	無回答
全体	今回	248	73.0	41.9	29.8	62.1	56.9	18.1	25.0	37.5	42.7	3.2	4.8	4.0
	前回	280	68.2	33.6	25.0	63.2	55.7	23.9	22.9	29.3	40.0	6.4	8.6	3.9
身体障害者 手帳所持者	今回	45	66.7	73.3	37.8	42.2	57.8	8.9	53.3	64.4	75.6	4.4	2.2	0.0
療育手帳 所持者	今回	191	77.0	48.2	34.0	62.3	60.7	17.8	27.2	45.5	47.1	2.6	2.6	3.7
精神障害者 保健福祉手帳 所持者	今回	24	79.2	16.7	20.8	70.8	50.0	33.3	20.8	16.7	29.2	4.2	8.3	0.0

(3)団体アンケート調査

本調査は、令和5年11月、障害者団体に記述式のアンケートを行い、回答をいただきました。

- ①日頃の活動に関しての課題や支障
- ・送迎ボランティアの不足。
- ・若い世代の会員が少ないこと。その結果、年齢の高い層の割合が多くなり、各種イベントへの参加率が低迷している。
- ・活動予算が少ないこと。バス旅行などのレクリエーションや勉強会を開催する上でやりくりが大変で苦労している。
- ・育成会会員同士のコミュニケーション、情報交換が少ない。その結果、会員の困りごとが明らかに なりにくい。
- ・ガイドボランティアが少ないため参加したくてもしづらく行動が不便です。
- ・コロナ社会に対応するためのオンラインや IT 社会に対して団体としてどうするべきか考えたところ、対面による集いの方が生き生きと手話言語で話せることから、そういった環境がとても大切だと思います。
- ②障害児・者が住み慣れた地域で暮らし続けるために課題と感じることや、行政として支援が必要であると感じること
 - ・外出時のガイドヘルパー、ボランティア不足している。行政としてガイドヘルパー育成、ボランティア参加の促しを行って欲しい。
 - ・市が障がい者を地域で育てていくという意識が希薄であること。障がい者が地域で困っているとき、手を差しのべる市民がどれだけいるか不安である。ただ、障がい者側(特に保護者)も積極的に地域に参加する意識をもつことも必要。
- ③障害者差別解消法に定める「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」、障害者虐待 をはじめとする障害児・者の権利擁護に関して、貴事業所が課題と感じること
 - ・内容が分かりづらく、各関係機関でも、理解している事業者も少なくなく不当な扱いを受けている 実状もあるのではないかと思う
 - ・障がい者の虐待問題は、後を経たない。障がい児の生育において、保護者が虐待をしているかど うか、見つけ出す施策が必要であると感じている。
 - ・障がい者にも成人には選挙権があるが、十分に権利を行使しているか疑問に思っている。行政側が積極的に障がい者に働きかけているだろうか。

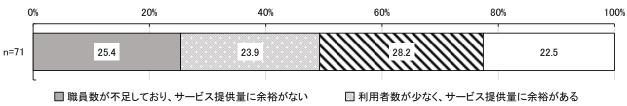
(4)事業所アンケート調査

本調査は、令和5年10月、サービス事業所に記述式のアンケートを行い、71事業所から回答をいただきました。

①サービス提供の状況

サービス提供の状況については、「サービス需要量とサービス提供量のバランスが取れている」が28.2%と最も高く、次いで「職員数が不足しており、サービス提供量に余裕がない」(25.4%)、「利用者数が少なく、サービス提供量に余裕がある」(23.9%)の順となっています。

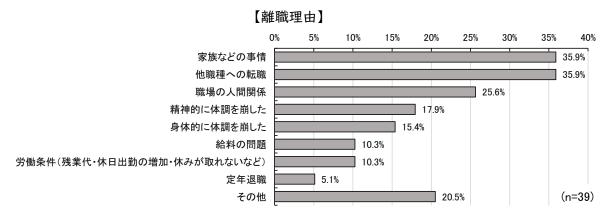
【サービス提供の状況】



▶ サービス需要量とサービス提供量のバランスが取れている □ 無回答

②離職者の主な理由(離職があった事業所)

離職理由については、「家族などの事情」「他職種への転職」がそれぞれ35.9%と最も高く、次いで「職場の人間関係」(25.6%)、「精神的に体調を崩した」(17.9%)等の順となっています。



③経営について

施設・事業所の経営については、「従事者の人員確保が困難」「事務量が増大している」が52. 1%と最も高く、次いで「職員の研修、育成を行う時間が少ない」(35.2%)、「事業単価が低く経営が困難」(31.0%)、「施設整備などの資金繰りが困難」(18.3%)等の順となっています。

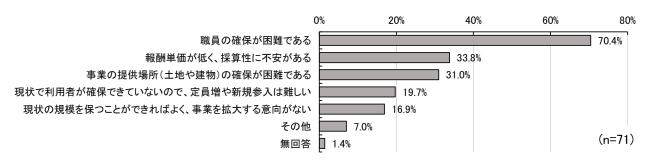
【経営について】 40% 従事者の人員確保が困難 52.1% 事務量が増大している 52.1% 職員の研修、育成を行う時間が少ない 35.2% 事業単価が低く経営が困難 31.0% 施設整備などの資金繰りが困難 18.3% サービス内容や質の安定、向上を図ることが困難 15.5% 職員の給与の据え置きが続いている 9.9% 労働条件などにより職員の退職がある 8.5% 特にない 8.5% 7.0% 工賃確保のための事業拡大・新規事業の立ち上げ 利用者の退所や利用抑制がある 4.2% 市民、近隣住民の理解を得るのに苦労している 4 2% その他 5.6% 無回答 2.8% (n=71)

33

④今後の事業展開について、定員増員や新規参入を困難にする要因

定員増員や新規参入を困難にする要因については、「職員の確保が困難である」が70.4%と最も高く、次いで「報酬単価が低く、採算性に不安がある」(33.8%)、「事業提供場所(土地や建物)の確保が困難である」(31.0%)、「現状で利用者が確保できていないので、定員増や新規参入は難しい」(19.7%)等の順となっています。

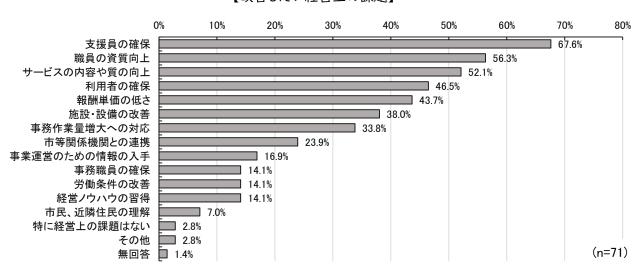
【定員増員や新規参入を困難にする要因について】



⑤改善したい経営上の課題

改善したい経営上の課題については、「支援員の確保」が67.6%と最も高く、次いで「職員の資質向上」(56.3%)、「サービスの内容や質の向上」(52.1%)、「利用者の確保」(46.5%)等の順となっています。

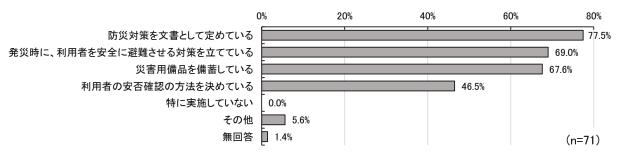
【改善したい経営上の課題】



⑥実施している防災対策

防災対策については、「防災対策を文書として定めている」が77.5%と最も高く、次いで「発災時に、利用者を安全に避難させる対策を立てている」(69.0%)、「災害用備品を備蓄している」(67.6%)、「利用者の安否確認の方法を決めている」(46.5%)の順となっています。

【防災対策】



6 現行計画の評価

(1)評価の方法

本評価は、西尾市障害者計画(令和6年度~)策定の基礎資料とするために、現行の西尾市障害者計画の基本方針ごと、それぞれに位置付けられている施策について、施策ごとに、「達成度の%」、「次期計画に向けて、考えられる課題や必要な取組」、「拡充」、「維持」、「効率化・統合」、「休・廃止」の方向について、評価基準日を令和6年3月31日(令和5年度終了)時点として、担当課の職員が評価を行ったものです。

●7つの基本目標

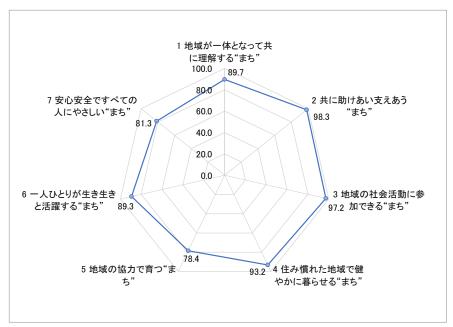
基本目標Ⅰ	地域が一体となって共に理解する"まち"
基本目標2	共に助けあい支えあう"まち"
基本目標3	地域の社会活動に参加できる"まち"
基本目標4	住み慣れた地域で健やかに暮らせる"まち"
基本目標5	地域の協力で育つ"まち"
基本目標6	一人ひとりが生き生きと活躍する"まち"
基本目標7	安心安全ですべての人にやさしい"まち"

(2)全体の評価結果

先述の評価の基準で、達成度の%を評価点として、主な事業・取組ごとの採点を行い、集計した結果、計画全体の評価点は86.8点となっています。

また、主な基本目標ごとの評価点は、基本目標 I 地域が一体となって共に理解する"まち"が89.7点、基本目標2 共に助けあい支えあう"まち"が98.3点、基本目標3 地域の社会活動に参加できる"まち"が97.2点、基本目標4 住み慣れた地域で健やかに暮らせる"まち"が93.2点、基本目標5 地域の協力で育つ"まち"が78.4点、基本目標6 一人ひとりが生き生きと活躍する"まち"が89.3点、基本目標7 安心安全ですべての人にやさしい"まち"が81.3点となっています。

●計画内容ごとの評価点



※全体として結果は順調ととらえられますが、

基本目標5 地域の協力で育つ"まち"では、「障害のある子どもの保護者の支援、障害や発達程度にあわせた障害児保育の推進」「保育園との交流保育、障害のある児童とない児童が共に参加できる講座や教室等の開催」、「保育園、幼稚園、小学校間の円滑な移行を確保するための個別支援体制の充実」など、

基本目標7 安心安全ですべての人にやさしい"まち"では、「高齢者の福祉避難所設置、公共施設のバリアフリー化」などについての評価が低くなっており、今後の対策を検討する必要があります。

(3) 今後の方向

主な取組ごとの今後の方向では、「完了」が1、「このまま継続」が103、「見直して継続」が11、「中止」が2、「事業廃止」が2となっています。

●施策ごとの方向

施策の方向 基本目標		「完了」	「このまま継続」	「見直して継続」	「中止」	「事業廃止」	計
1	地域が一体となって共に理解する"まち"	0	13	4	0	0	۱7
2	共に助けあい支えあう"まち"	0	14	ı	0	0	15
3	地域の社会活動に参加できる"まち"	ı	6	0	0	0	7
4	住み慣れた地域で健やかに暮らせる"まち"	0	10	1	0	0	11
5	地域の協力で育つ"まち"	0	20	1	0	1	22
6	一人ひとりが生き生きと活躍する"まち"	0	7	0	0	0	7
7	安心安全ですべての人にやさしい"まち"	0	33	4	2	I	40
	計	ı	103	11	2	2	119

7 障害者施策の課題

障害者福祉計画の策定に当たり、障害者手帳をお持ちの方へのアンケート調査をはじめ、団体アンケート調査や事業所アンケート調査を実施した結果、障害の種類や年齢等によって様々な課題があることがわかりました。また、職員による現在の計画の評価や西尾市地域自立支援協議会での議論も踏まえた結果、とりわけ次のようなものが課題であると考えられます。

●生活上の不安

現在の生活で不安に感じることについて、「障害や健康のこと」が62.4%、次いで「生活費のこと」 (33.9%)、「介助や支援のこと」 (22.6%)等の順となっており、将来に対して不安に感じることについては、「同居の家族がいなくなった時、一人で暮らせるか」が49.8%と最も高く、次いで「生活費の確保はできるか」 (35.0%)等となっています。

現在も、将来も安心して地域で生活できるように障害福祉サービス等を充実させていくとともに、 グループホームをはじめとした障害の特性に適した住まいの充実が求められています。

●情報発信と相談の重要性

制度やサービス等を利用して不満に思うことについては、「サービス内容に関する情報が少ない」が 34.8%と最も高く、次いで「相談や手続きに時間がかかり面倒」(30.0%)、「身近なところを利用できない」(20.3%)となっており、障害の種類や年齢に応じた相談はどこで受けられるのか、身近なところで相談が受けたい、などの意見が聞かれます。最近では、年代によって情報の取得方法も異なっています。これまでのような広報紙やホームページによる情報発信に加えて、デジタル化も活用しながら、多様な手段による、年齢や受け手に応じた情報発信と相談体制を確保していくことが必要だと考えられます。また、心のバリアフリーの実現を目指して、障害と障害者への地域の理解を深めるための啓発活動が求められています。

●地域でともに暮らしていける環境整備

障害者へ地域の情報を周知し、催しやまちづくりへの参加を促進したり、生涯にわたる学びや文化・スポーツ活動の場を確保し、主体的な人間形成を支援していくことが必要です。

障害に対する誤解や偏見、理解のない行動などが、障害のある人の気持ちを傷つけたり、時として 社会参加を阻むことがあります。

"認めあう、支えあう"といった分野での正しい知識の普及や日常的なふれあいをとおした相互理解、催しや地域活動への一層の参画等、障害のある人とない人の共生の実現が求められています。

●障害の早期発見と適切な支援

障害の早期発見や早期予防に対応するため、乳幼児健康診査及び中途障害を予防する観点から 生活習慣病等の各種健康診査において医療機関との連携の強化が求められています。

身近な地域で、関係機関が互いに連携して、個々の障害の特性に応じた継続性のある支援を行っていく必要があります。

●家族の負担の軽減

家族だけで障害者の介護等を行っていたりする場合、介護者の高齢化もあり、さらには、自分が年 老いた後の子どもの生活に対する不安など、家族の介護疲れや心労も伺える状態です。

障害者本人に対する支援と同時に、家族の不安を解消するような相談支援やレスパイトケアサービス、医療的ケアを必要とする児童とその家族への支援等の充実が必要です。

●多様な働き方の確保

事業所や企業にもっと障害者の能力を理解してほしい、働きはじめてもなかなか環境になじめず長続きしない、障害に応じて働く時間への配慮や賃金などを含む様々な働き方ができたらいいのに等、働くことができず生活に困っている人がいます。

職業訓練のほか、事業所と障害者双方への相談支援や、就職後の継続的な職場支援など福祉、 労働、教育分野が連携してきめ細かに対応を図っていく必要があります。

●自由に行ける場所の確保や災害時の避難や避難場所の不安

買い物や楽しみのために出かけたいという要望は高くなっています。地域には障害のある人がいる という認識を持って市民みんなで、より一層、障害者の視点でまちづくりを進める必要があります。

また、災害に対する適時・適切な情報提供、避難の方法や障害に合った避難所の配慮など災害に 対する不安も見えています。これらの不安に適切に対処していくことが必要です。

障害者の権利擁護に関しては、障害のある人とない人がお互いを理解し、ともに暮らす社会の実現を目指して、差別解消等の取組を推進することが必要です。

こうした様々な課題を解決するため、障害者計画において7つの基本目標を設定し、障害福祉計画、障害児福祉計画において障害福祉サービス等の目標と見込量確保のための方策を設定します。この計画を関係機関や市民すべての方々に理解してもらうような普及や、障害のある当事者の方にも計画の進捗管理に参画してもらうなど、これから実効性を持って進めていく必要があります。

障害者計画

第3章 障害者福祉の基本的な考え方

Ⅰ 障害者施策の基本理念

西尾市においては「健康をつなげ 幸せがつながるまち」を基本目標に、「障害者一人ひとりの個性が尊重され、住み慣れた地域で健やかに暮らせるまち」づくりを障害者施策として推進してきました。

障害のあるなしにかかわらず、市民一人ひとりの人格と個性を尊重する「共生社会」の実現に向け、本計画において、「一人ひとりを大切に、住み慣れた地域で健やかに暮らせるまち 西尾」を基本理念とするものとします。

《西尾市障害者施策の基本理念》

一人ひとりを大切に、住み慣れた地域で健やかに 暮らせるまち 西尾

2 基本目標の設定

基本理念を実現するために、7つの基本目標を設定し、施策・事業を推進していきます。

基本目標1:安心して暮らせる"まち"~生活支援~

【目指す方向性】

- ▶各種支援制度の周知に努め、適切な福祉サービスが利用できる地域づくりを進めます。
- ▶障害の特性に配慮した安心・安全な住まいの確保のために、西尾市地域自立支援協議会や関係各課との連携を図ります。

基本目標 2:地域が一体となって共に理解する"まち"~ 広報・啓発・相談~

【目指す方向性】

- ▶啓発活動や広報活動並びに情報発信をより一層充実させ、障害者理解を推進するとと もに、障害者が情報を取得する手段及び意思疎通の手段の充実に努めます。
- ▶多様な障害者のニーズに対応し、総合的な相談支援ができるように体制の充実を図ります。

基本目標3:地域の社会活動に参加できる"まち"

~学習・スポーツ・文化・地域社会活動~

【目指す方向性】

- ▶障害者へ地域の情報を周知し、催しやまちづくりへの参加を促進します。
- ▶生涯にわたる学びや文化・スポーツ活動の場を確保し、主体的な人間形成を支援します。

基本目標4:障害の早期発見と適切な支援が受けられる"まち"

~保健・医療~

【目指す方向性】

- ▶障害を早期に発見し適切な支援を行うため、乳幼児健康診査において、また中途障害を 予防する観点から生活習慣病等の各種健康診査において、医療機関との連携の強化を 進めます。
- ▶心身の健康について理解を深め、障害を早期発見して適切な支援が受けられるよう、精神保健福祉の充実を図ります。

基本目標5:地域の協力で育つ"まち"~療育・教育・子育て支援~

【目指す方向性】

- ▶多様化する障害の状況等に対応するため、学校生活上の介助や学習活動上の支援等、 体制の強化を図ります。
- ▶子ども・子育て支援計画と連携し、支援が必要な子どもたち一人ひとりに寄り添いながら、支援体制の充実並びに人材・指導者の育成に取り組みます。

基本目標6:一人ひとりが生き生きと活躍する"まち"

~雇用·就業·経済的自立~

【目指す方向性】

- ▶障害者を積極的に採用するとともに、全庁的に障害者就労施設等からの優先調達の推進に取り組みます。
- ▶西尾市地域自立支援協議会就労支援部会やハローワーク等の関係機関と連携し、就労機会拡大のための取組を進めます。

基本目標7:すべての人にやさしい"まち"

~共生社会•権利擁護•差別解消•協働~

【目指す方向性】

- ▶障害者が地域で自立して生活をしていくため、また社会参加のための移動手段の充実 に努めます。
- ▶避難行動要支援者名簿を有効活用し、災害等緊急時における障害者の安全確保を図ります。
- ▶公共施設及び公共交通機関や道路等のバリアフリー化を関係機関と連携し推進します。
- ▶障害者が地域で暮らしていくために、ボランティアの育成等必要な住民サポートカの強化に努めます。
- ▶障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、理解を深めるための情報発信を行うとともに、成年後見制度等の権利擁護の取組を進めます。

3 施策の体系

第4次障害者計画における施策の体系を次のように設定し、基本理念の実現に努めます。

基本目標	基本施策
基本目標 安心して暮らせる	①障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービスの推進
"まち"	②地域での生活拠点の確保と暮らしの支援
~生活支援~	③生活基盤の整備
	④各種手当の支給
基本目標2 地域が一体となって	①地域住民への啓発活動の推進
共に理解する"まち"	②障害者向けサービスに関する情報発信の強化
~広報·啓発·相談~	③情報発信の仕組みづくりと情報保障の支援
	④相談体制の機能強化
基本目標3 地域の社会活動に参	①生涯学習等の場の確保
加できる"まち"	②スポーツ活動への参加促進
~学習・スポーツ・文化・地域社会	③文化芸術活動への参加促進
活動~	④障害者並びに支援団体等が取り組む地域活動の推進
基本目標4 障害の早期発見と適	①障害の早期発見と支援
切な支援が受けられる"まち"	②心身の健康づくり
~保健·医療~	③医療サービスとの連携促進
	④自死(自殺)対策
基本目標5 地域の協力で育つ	①子育ての支援と障害児保育の充実
"まち"	②療育体制の充実
~療育・教育・子育て支援~	③児童・生徒への特別支援教育の充実
	④交流機会の拡大
	⑤切れ目のない支援体制の充実
	⑥医療的ケア児への支援
基本目標6 一人ひとりが生き生き	①障害者雇用の促進
と活躍する"まち"	②就労支援の推進と障害者優先調達の推進
~雇用·就業·経済的自立~	
基本目標7 すべての人にやさしい	①社会参加のための移動手段の確保
" <i>ま</i> 5"	②公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推
~共生社会・権利擁護・差別解消・	進
協働~	③地域での支えあい活動の推進
	④職員研修の実施
	⑤災害・防災対策と安心・安全のまちづくり
	⑥差別の解消と権利擁護の推進
	⑦虐待の防止

第4章 障害者施策の展開

基本目標 | 安心して暮らせる"まち" ~生活支援~

現状と課題

アンケートでは、制度やサービス等を利用して不満に思うことについては、「サービス内容に関する情報が少ない」が34.8%と最も高く、次いで「相談や手続きに時間がかかり面倒」(30.0%)、「身近なところを利用できない」(20.3%)となっており、障害の種類や年齢に応じた相談はどこで受けられるのか、身近なところで相談が受けたい、などの意見が聞かれます。

また、保護者の相談に対して適切な助言ができていないというケースがあります。相談支援事業所との連携強化と拡充、相談体制の強化も必要です。

障害者対応住宅を必要とする戸数の把握、住宅入居要件を満たさなくなった際の対応について検 討する必要があります。

障害者の数が年々増加しており、手当の対象者が増加しています。対象者の新規利用が少なく、 福祉センターの利用者が固定化する傾向にあります。西尾市内では障害者の住まいとしてグループ ホームが増加していますが、入居者の固定化や高齢化が課題となるとともに、支援の質の向上が課 題となっています。

目指す方向性

- ▶各種支援制度の周知に努め、適切な福祉サービスが利用できる地域づくりを進めます。
- ▶障害の特性に配慮した安心・安全な住まいの確保のために、西尾市地域自立支援協議会や関係各課との連携を図ります。

施策

施策	施策の内容
①障害者総合支援法 等に基づく障害福祉サ ービスの推進	●障害者総合支援法に基づき障害福祉サービスを実施します。(訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援)●地域生活支援事業を実施します。●相談支援事業所の拡充と相談体制の強化を図ります。
②地域での生活拠点の確保と暮らしの支援	●公営住宅建替時等の障害者対応住宅設置について検討するとともに、障害者等の優先入居に努めます。毎年、家賃の決定通知時期に家賃減免制度の周知を継続して行います。 ●社会福祉法人等によるグループホーム等の設置について、補助金の活用等について案内するとともに、グループホームの確保、支援員の質の向上に努めます。また、相談支援事業のなかで、一般住宅に入居が困難な障害者に対して、相談・助言を実施します。

施策	施策の内容
	●ごみ出し等の援助と支援の一環として、にこやか収集、粗大ごみ戸別
	無料収集、し尿くみ取り手数料減免等を行います。
	●家族介護支援事業の推進として介護用品の支給等を行います。
	●介護する家族のレスパイトケアを進めます。
③生活基盤の整備	●総合福祉センターを今後も地域福祉の拠点として活用し、障害者福祉の充実を図ります。
	●県の関係課と連携し、障害福祉サービス事業所の支援に努めます。
	障害福祉サービス事業者に対し、事業運営や人材育成にかかる情報 を提供します。
	●地域活動支援センターは利用者が年々増加しており、令和5年10月
	に市内2か所目となる事業所が開設しました。相談支援機能のほか、活
	動内容の見直しを常に行い、創作活動や生産活動、社会適応訓練機能の充実などを図ります。
	●地域生活支援拠点の整備については、協議会や相談支援事業所、
	関係機関と連携し、機能の整備の充実や運用状況の検証・検討等に取り組みます。
④各種手当の支給	●障害者に対して、特別障害者手当等を支給し、経済的支援を行います。
	●障害児の保護者に対して、特別児童扶養手当等を支給し経済的支
	援を行います。
	●手当の申請もれを防ぐため、広報等による周知及び福祉課との連係
	を密にし、障害者手帳等の交付・異動状況の把握に努めつつ、制度の
	案内の充実を図ります。
	●指定難病の医療費助成については、保健所との連携を図ります。

施策名	事業·取組	担当課
①障害者総合支援法等に基づ	障害福祉サービスの推進	福祉課
く障害福祉サービスの推進 	地域生活支援事業の推進	福祉課

施策名	事業·取組	担当課
	市営住宅優先入居の推進と減免の周知	建築課
②地域での生活拠点の確保と	障害者への居住支援(グループホームの設置 支援等)	福祉課
暮らしの支援	ごみ出し等の援助と支援	ごみ減量課
	家族介護支援事業の推進	長寿課
③生活基盤の整備	身体障害者福祉センター(B型)の充実	福祉課
	総合福祉センターの充実	福祉課
	障害福祉サービス事業所の支援	福祉課
	地域活動支援センターの充実	福祉課
	地域生活支援拠点事業による施設整備	福祉課
④各種手当の支給	特別障害者手当·在宅重度障害者手当·障害 者扶助料の支給	福祉課
	特別児童扶養手当の支給	子育て支援課

基本目標2 地域が一体となって共に理解する"まち"

~広報・啓発・相談~

現状と課題

内閣府が平成 29年に実施した世論調査によると、障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す「共生社会」という考え方を知っているか聞いたところ、「知っている」と答えた者の割合が 46.6%、「言葉だけは聞いたことがある」と答えた者の割合が 19.6%、「知らない」と答えた者の割合が 33.7%となっています。前回調査 (平成 24年)と比べ「共生社会」の認知については徐々に高まってきていますが、さらなる継続的な啓発活動並びに広報活動が必要な結果といえます。

啓発活動には、障害者とその家族へ向けた取組が必要です。例えば、就学前から特別支援教育の内容について理解できるような啓発活動や、障害の種別や程度に応じて提供されている障害福祉サービスの内容を知ってもらい利用を高めていくための工夫が必要です。

令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が成立・施行されました。この法律では、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段について、可能な限りその障害の種類及び程度に応じた手段を選択できるようにすること、またその取得する情報が、可能な限り障害者でない者が取得する情報と同一の内容とすること、等が基本理念とされています。情報通信技術の進化やデジタル化に対応した、新たな情報発信や意思疎通の手段の検討が求められています。

また、市では障害者団体等との連携のもと、令和元年12月24日に西尾市手話言語条例を制定し、手話言語への理解促進及びその普及並びに手話言語でコミュニケーションを取りやすい環境の構築を目指しています。市が主催する講演会等には、聴覚障害者からの依頼の有無を問わず手話通訳者や要約筆記者を設置し、聴覚障害者の情報を取得し、利用する手段の確保に努めていますが、学校行事等同日に通訳依頼が重なるなどして、調整が難しくなる恐れがあるため、手話通訳ができる人を養成し登録者を増やしていく必要があります。

障害者の相談支援については、利用者の増加により事業所や支援員の不足が大きな課題です。 ニーズの多様化に加え問題が複雑化してきており、総合的な支援がワンストップで可能となる基幹相 談支援センターの活用が課題です。

目指す方向性

- ▶啓発活動や広報活動並びに情報発信をより一層充実させ、障害者理解を推進するとともに、障害者が情報を取得する手段及び意思疎通の手段の充実に努めます。
- ▶多様な障害者のニーズに対応し、総合的な相談支援ができるように体制の充実を図ります。

施策	施策の内容
①地域住民への啓発活動の推進	●障害者理解の促進に向け、市内で活躍する福祉団体、ボランティアグループが共に参加する機会を設け、交流と福祉意識の高揚を図るとともに、障害者理解の促進を図ります。 ●日常的に障害者に触れる機会の少ない市民に関心を持ってもらえるような内容を検討し、障害者理解の促進に取り組みます。 ●特別支援教育推進委員会が開催する発達障害講演会や特別支援学級発表会などを実施することで、地域との絆を結んでいきます。また、にしお特別支援学校や福祉関係の機関との交流を深め、特別な支援を必要とする子どもたちにきめ細かな支援や指導が提供できるようにしていきます。 ●障害や特別支援教育の理解啓発の推進に向けて、特別支援教育の理解を深めるため研修会、講演会を開催し啓発に努めます。特別支援教育コーディネーターの研修会、発達障害講演会を実施します。講師の選定について、教育現場の現状にあわせて、よりニーズの多い内容で実施できるようにします。 ●ヘルプマークや耳マーク、身体障害者補助犬マーク等、各種シンボルマークについて、啓発を促進します。
②障害者向けサービス に関する情報発信の強 化	●障害者向けの福祉サービス、手当並びに医療費の助成等、税の減免、サービス利用の相談や健康関連のプログラムが実施されている場所等について、総合的に記載したパンフレット『西尾市の障害者福祉』を引き続き作成します。作成にあたっては、障害者の意見を取り入れ、見やすさ・わかりやすさに配慮します。障害者手帳交付時に配布・説明を行うとともに、特に制度改正に関連する内容については、広報紙やホームページ、パンフレット等により、随時周知します。 ●障害年金については、保険料未納により受給資格を喪失する場合もあるため、納付促進や免除制度の案内・周知を続けます。

施策	施策の内容
③情報発信の仕組みづくりと情報保障の支援	●障害者の情報保障については、聴覚障害者を対象に、福祉課窓口で開庁日には毎日手話通訳者を設置しており、また、市主催の講演会等にも手話通訳者を設置しています。 ●地域生活支援事業のコミュニケーション事業として、無料の手話通訳者や要約筆記者を派遣しており、県外への派遣にも応じています。また、市外の派遣については、愛知県聴覚障害者協会と契約し要請に応えています。視覚障害者には、音訳による『広報にしお』の作成を、ボランティア団体の協力を得て行います。 ●不審者をはじめとした子どもたちの安全確保に関して緊急性があると判断した情報については、迅速に各園・校に伝達すると同時に、「きずなネット」「すぐーる」により保護者に配信し、子どもたちの安全確保に努めていきます。また、令和4年度からは登降園管理アプリ(hugnote)も併用し、さらに迅速でわかりやすい情報提供に努めます。 ●手話言語条例及び障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を広く知らせるとともに、市主催の講演会等には、聴覚障害者の情報保障に努めます。
④相談体制の機能強 化	●身体障害者、知的障害者、精神障害者それぞれについて相談支援事業所にてニーズの把握と相談支援を行います。 ●地域で住民主体の見守り・生活支援体制を構築するため生活支援体制協議体を全小学校区に設置し、地域の実情に応じた関係機関との連携を推進・強化します。 ●ニーズの多様化と問題の複雑化により、総合的な支援ができる基幹相談支援センターの活用を図ります。

施策名	事業·取組	担当課
①地域住民への啓発活動の推	障害者理解の促進	福祉課
進	各種シンボルマークを利用した啓発	福祉課
	障害や特別支援教育の理解促進の推進	福祉課 学校教育課
	「にしお福祉まつり」の開催	福祉課

施策名	事業·取組	担当課
	各種親子参加行事	保育課
②障害者向けサービスに関す る情報発信の強化	障害者福祉制度の周知	福祉課
	障害年金の理解促進	保険年金課
③情報発信の仕組みづくりと情 報保障の支援	電子メールによる情報配信	保育課 学校教育課
TK (水(キャ) 久 (水	手話通訳による行政窓口対応	福祉課
	「広報にしお」の音訳	福祉課
	講演会等市主催事業の情報保障	福祉課
④相談体制の機能強化	相談支援事業の充実	福祉課 保育課
	中途障害者の支援を行うための相談機能の強 化	福祉課 長寿課

基本目標3 地域の社会活動に参加できる"まち" ~学習・スポーツ・文化・地域社会活動~

現状と課題

生涯学習においては、世代やその時代で求められるニーズを的確に把握し、人生を豊かにする講座やスキルアップのための講座など、多様な講座を展開することが求められています。

東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーを活用した障害者スポーツへの注目が高まっています。スポーツ推進計画における障害者スポーツの位置づけを本計画にも反映します。

当事者団体の活動では、若い世代の会員が減少する傾向にあります。また、身体障害者福祉センターの講座は、内容や参加者が固定化しており、文化レクリエーションの取組として充実することが必要です。西尾市社会福祉協議会や地域つながり課とも連携し、ボランティア活動の啓発や活動支援を行っていく必要があります。

目指す方向性

- ▶障害者へ地域の情報を周知し、催しやまちづくりへの参加を促進します。
- ▶生涯にわたる学びや文化·スポーツ活動の場を確保し、主体的な人間形成を支援します。

施策

施策	施策の内容
①生涯学習等の場の確保	●生涯学習の講座は年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらずあらゆる市民が生涯を通じて「いつでも・だれでも・どこでも」自由に学ぶことのできる機会を提供し、「新しい自分」を発見できる学びへのチャレンジを応援します。障害者が主体的に参加できる学びの機会を充実します。 ●図書館利用において、障害を理由とした差別の解消に取り組み、資料を継続購入し、点数を増やして利用向上を図ります。 ●図書館資料郵送貸出サービスを行います。 ●図書館蔵書として障害者用の図書を購入します。
②スポーツ活動への参加促進	●障害者のスポーツ推進に向けて、障害者スポーツに触れる機会を用意するとともに、その普及を図ります。●障害者に配慮した施設の整備として、今後新たに整備するスポーツ施設には、スロープの設置等バリアフリー化を図っていきます。

施策	施策の内容
③文化芸術活動への参 加促進	●障害者が文化芸術活動に関われるよう、イベントの実施を支援します。●県の「障害者芸術活動参加促進事業」の関連イベントである障害者アート展「あいちアール・ブリュット展」の周知を行います。
④障害者並びに支援団 体等が取り組む地域活 動の推進	●市民が社会参加できるまちを目指し、ボランティアをはじめとする市民活動や各種サークル活動への参加を奨励します。●視覚障害者の外出支援について、及び視覚障害者と点訳・音訳・ガイドヘルプボランティアの意見交換をする集いの場づくりを検討します。

施策名	事業·取組	担当課
①生涯学習等の場の確保	自主的な生きがい・学習活動の支援	長寿課 生涯学習課
	図書館資料郵送貸出事業	図書館
	障害者用図書購入事業	図書館
②スポーツ活動への参加促進	障害者のスポーツ推進	スポーツ振興課
	障害者に配慮した施設の整備	スポーツ振興課
③文化芸術活動への参加促進	障害者の文化芸術活動の推進	福祉課
④障害者並びに支援団体等が	障害者当事者・保護者の団体の活動支援	福祉課
取り組む地域活動の推進	地域のまちづくり活動や施設整備への障害者 の参画	福祉課

基本目標4 障害の早期発見と適切な支援が受けられる"まち" ~保健・医療~

現状と課題

乳幼児健康診査、2歳児歯科健診を実施し、疾病を早期に発見、育児に関する支援を行っています。未受診者へは、家庭訪問等を実施し子どもの状況把握に努めています。また、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査において、公認心理士等による個別相談を実施しています。

健康維持と疾病の早期発見を目的に一般健診、人間ドック、各種がん検診や歯科健診を実施しています。さらに健康相談、健康教育を実施し、生活習慣病を予防しています。成人向けの各種健診・検診の受診率は、少しずつ上昇していますが、目標に達していない状況です。

障害者への助成制度として、一定の受給要件を満たすと保険診療の自己負担となる医療費を本人に代わって支払いする制度がありますが、精神障害者の増加に伴い、医療費が年々増加しています。

いのちの教育指導の手引きを参考にし、学年の発達段階に応じた実践を展開しています。

目指す方向性

- ▶障害を早期に発見し適切な支援を行うため、乳幼児健康診査において、また中途障害を予防する観点から生活習慣病等の各種健康診査において、医療機関との連携の強化を進めます。
- ▶心身の健康について理解を深め、障害を早期発見して適切な支援が受けられるよう、精神保健 福祉の充実を図ります。

施策

施策	施策の内容
①障害の早期発見と支 援	●乳幼児健康診査、2歳児歯科健康診査を継続実施し、障害の早期発見や育児支援に努めます。また、未受診者に対しては、引き続き地区担当の保健師がフォローできる体制を強化していきます。 ●乳幼児健康診査の結果を必要に応じて他機関へつなげ、適切な支援が受けられるよう支援していきます。また、健診の精度管理をあげていきます。
	●医療機関や療育機関等の関係機関との連携を密に図り、児の状態や環境にあった適切な支援が受けられるよう支援していきます。 ●障害及び発達に遅れのある子どもの家庭に保健師が訪問し、子どもの発達に合わせた適切な対応ができるように保育者とともに考え、保育者に寄り添いながら支援をします。必要に応じて関係機関との調整をしながら適切で横断的な支援に努めます。

施策	施策の内容
	●保健センターでの公認心理士等専門家の相談対応により、保護者
	の不安を軽減するとともに、早期療育や専門的な医療機関への受診勧
	奨に努めます。
②心身の健康づくり	●生活習慣病予防のため、今後も引き続き、健診が受けやすい体制づ
	くりを整備し、受診率の向上を目指します。また、高血圧症、糖尿病の重 症化予防に努めていきます。
	●高齢者が歩いて通える場所に「まちの体操教室」「通いの場」など
	が、住民主体で開設・運営できるように支援していきます。
	●西尾市の健康増進計画である「健康にしお21計画」の指標にのっと
	りながら、関係機関と連携を図り、適切な時期に保健教育ができるように努めます。
	●いのちの教育指導の手引きを参考にし、学年の発達段階に応じた実
	践を展開します。また、いのちの教育の推進について、外部講師の派
	遣、活用をし、がん教育の推進を図っていきます。
③医療サービスとの連	●障害者医療費・精神障害者医療費を助成します。
携促進	●障害者歯科診療所を設置し、重度の障害を持つ方に対しても、先生
	方の高い意識と意欲で積極的に診療を行うことで、障害者及び障害児
	の方が、特性にあった歯科診療ができることを広く周知し、一般の歯科
	医院で治療ができない方について、各歯科医院と連携して受け入れていきます。
④自死(自殺)対策	●毎年3月の自殺対策強化月間にあわせ、自殺予防に向けた啓発を 行います。
	●ゲートキーパー(メンタルヘルス)研修の受講対象者の検討をしていきます。
	●様々な関係機関と情報共有を行い、効果的な普及啓発について検 討していきます。

施策名	事業·取組	担当課
①障害の早期発見と支援	乳幼児健康診査	健康課
	訪問指導	健康課
	障害の早期発見体制の強化	健康課
②心身の健康づくり	生活習慣病の予防	健康課
	一般介護予防事業の実施	長寿課
	学校保健、思春期保健の充実	健康課
	子仪体候、心智期体候の元夫	学校教育課
③医療サービスとの連携促進	障害者医療費・精神障害者医療費の助成	保険年金課
	後期高齢者福祉医療費の助成	保険年金課
	障害者歯科診療所の設置	健康課
④自死(自殺)対策	自殺予防に向けた啓発	健康課

基本目標5 地域の協力で育つ"まち"~療育・教育・子育て支援~

現状と課題

保育所と家庭との生活状況を伝え合い、保護者の悩みや不安を理解していくことで、子どもについての共通理解を深め、そのもとで協力し合う関係を築いています。また、地域の専門機関と連携し、適切なアドバイスを受けながら支援に取り組んでいます。

子ども一人ひとりの保育・教育のニーズを把握し、その時点で最も適切な対応をすることができる 多様で柔軟な仕組みや学びの場を整備し、切れ目のない連続性のある支援体制を構築することが 求められています。

不安を抱える保護者が多く、地域や周囲の正しい理解に基づく支援が必要です。

保護者の身体的及び精神的負担軽減のため、短期入所や日中一時支援事業等の福祉サービスを提供しています。障害児を対象とした短期入所事業所や相談支援事業所等の事業所や支援者の不足が課題です。また、医療的ケア児を抱える保護者のレスパイト支援が課題としてあります。

保育園入所時に子どもや保護者の不安を軽減できるよう、保護者の了解を得た上で保健センター、療育センター等関係機関と情報交換をしています。また白ばら園において、基本的生活習慣、社会性の育ち、丈夫な体づくり等を目指し個別支援計画に基づき療育をしています。子どもへの支援は保護者と園の職員、専門職や専門医が一緒に考えています。懇談会、親子通園日等の機会を通して家庭との連携を図っています。

幼児健診で心身に発達の遅れのあると思われる子どもとその親に対し、必要な療育指導を行い、 あわせて療育グループを育成することによる、子どもの発達の促進と親同士の交流が必要です。

療育センターにおいて、乳幼児健診などを通して健康課から紹介される、心身の発達に遅れがあると思われる子どもの療育指導を行い、社会性の芽を育むとともに、保護者を対象に療育グループの育成や療育相談・講話などを行い、発達障害児等の子育て不安の解消に努め、発達に合わせた子育てを支援しています。

特別支援学級に在籍する児童・生徒一人ひとりの特性を捉え、きめ細やかな指導支援を進めるため、保護者との連携をより密にする必要があります。

特別支援学級に在籍する児童生徒一人一人の特性をとらえ、きめ細やかな指導支援を進めるため、教育アシスタントを増員し配置しました。

校内において対象児童生徒の状況把握や指導法について全職員で状況を共有することや、研修 を適時実施しています。また、様々な機会を通して特別支援教育に関わる研修会も実施しています。

障害者の学びについては、生涯学習の基本理念である「いつでも、どこでも、だれでも、どんなことでも」学ぶことができる環境づくりの推進が求められています。

令和3年度に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が成立し、医療的ケア児に対する保育及び教育の拡充に関する施策等が規定されました。これを受け、医療的ケア児に対する支援の充実が求められています。

目指す方向性

▶多様化する障害の状況等に対応するため、学校生活上の介助や学習活動上の支援等、体制の

強化を図ります。

▶子ども・子育て支援計画と連携し、支援が必要な子どもたち一人ひとりに寄り添いながら、支援体制の充実並びに人材・指導者の育成に取り組みます。

施策

施策	施策の内容
①子育ての支援と障害 児保育の充実	 ●障害のある子どもの保護者の支援として、不安軽減やレスパイト(気分転換)サービス等を行います。 ●保育園では障害児担当保育士の配置と研修の充実により、よりきめ細やかな保育に取り組みます。 ●保育園と連携を図り、臨床心理士による巡回相談によって、発達に特徴がある子どもの保育指導を行います。
②療育体制の充実	●乳幼児健診等で心身の発達に遅れがあると思われる子どもの療育 指導を行います。療育グループの育成や療育相談・講話等を行い、発 達障害児等の子育て不安の解消に努め、発達にあわせた子育でを支 援します。 ●保護者に対する支援については、療育センターにおいて、保護者に対 する臨床心理士等による講話や、小児科医や作業療法士等が巡回し て、専門的な検査、指導、相談を行い、発達の正しい認識や受容を促 し、適切な対応を支援します。 ●療育センターにおいて、発達の遅れがあると思われる未就園児に必 要な療育を行ったり、保育園・幼稚園入園時に子どもや保護者の不安 を軽減できるよう、保護者の了解を得たうえで情報交換をします。 ●白ばら園と室場保育園の複合的施設「室場なかよし園」において、 子どもの状態にあわせて保育園との一日交流、短時間の交流等を行っ ていきます。また職員の交流も行い、理解を深めていく。交流の目的や 方法を確認、見直しをし、内容を深めていきます。 ●療育事業「ポッポ教室」の退所時支援については、関係機関と連携 をとり、進路先への情報提供や保育園訪問による療育内容の引き継ぎ などを行い、新たな環境へのスムーズな移行を図ります。
③児童·生徒への特別 支援教育の充実	●特別支援学級に在籍する児童・生徒一人ひとりの特性を捉え、きめ細やかな指導支援を進めます。そのために、保護者との連携をより密にします。●発達障害のある児童・生徒への教育支援体制の整備強化を図ります。

施策	施策の内容
	 ◆教職員の専門性向上と指導の充実、発達障害に対する理解を深めるため、発達障害に関する研修会のさらなる充実を図ります。また、就学者の状況に応じた学校の施設改善を行います。 ●就学者の状況に応じた学校の施設改善を行います。障害のある児童・生徒が支障なく学校生活を送れるよう、必要に応じてバリアフリー化を図ります。 ●重度の身体障害児を対象とした、食事介助と排泄介助を行う学校生活介助員を派遣します。
④交流機会の拡大	 ●白ばら園と室場保育園の複合的施設「室場なかよし園」において、子どもの状態にあわせて保育園との1日交流、短時間の交流等を行います。また職員の交流も行い、理解を深めていきます。 ●特別支援学校と連携し、定期的に特別支援学校に在籍する児童生徒が、地元の小中学校との居住地校交流等を実施できるようにします。 ●特別支援学級在籍の児童・生徒が、中学校区毎に学びの成果を発表する「特別支援学級発表会」を実施し、児童・生徒の交流を深めます。 ●発表会会場の学校への移動手段について、現状を踏まえ柔軟に検討を行います。 ●特別支援学校のセンター的機能を活用し、早期からの支援体制及び卒業後の就労支援体制を充実させます。
⑤切れ目のない支援体制の充実	●幼稚園、保育園、子ども園等関係機関から小学校への円滑な移行を図り、特別な配慮が必要な児童の支援を行います。小学校特別支援教育コーディネーターや保護者と連携をとり、小学校への円滑な移行ができるよう支援します。 ●西尾市児童発達支援センター白ばら園で、児童発達支援と地域の児童を支援する障害児相談支援を行います。障害児一人ひとりにあった支援計画の作成やモニタリングを実施します。 ●早期教育相談及び特別支援学校体験入学について、広報等による情報提供を行います。また、対象者の状況や保護者の意向を考慮した適切な就学を支援するための教育支援委員会を開催します。 ●地域自立支援協議会の就労支援部会や子ども部会との連携を行います。将来の就労するための基盤づくりとして、学齢期に安定した生活基盤を整えられるよう必要な支援を検討します。

施策	施策の内容
	●必要に応じ保育園、小中学校に看護師等を配置します。
援 	●医療的ケア児等コーディネーターを設置し、医療的ケア児やその保
	護者からの相談支援を実施します。

施策名	事業·取組	担当課
①子育ての支援と障害児保育 の充実	障害のある子どもの保護者の支援	福祉課 保育課
	障害児を養育する保護者の不安軽減、レスパ イトサービスの支援	福祉課
	障害や発達程度にあわせた障害児保育の推 進	保育課
	障害児学童保育の充実	子育て支援課
②療育体制の充実	障害や発達程度にあわせた療育指導	家庭児童支援課
	療育事業「ポッポ教室」の退所時支援	家庭児童支援課
	発達障害に対する保護者の理解促進	健康課 家庭児童支援課
③児童·生徒への特別支援教 育の充実	特別支援学級の充実	学校教育課
	発達障害研究推進事業	学校教育課
	特別支援教育における環境整備	教育庶務課
	教職員の資質向上	学校教育課
④交流機会の拡大	保育園との交流保育	保育課
	特別支援学級児童·生徒の中学校区特別支 援学級発表会の実施	学校教育課
	小中学校と特別支援学校の交流及び連携	学校教育課
⑤切れ目のない支援体制の充 実	幼稚園、保育園、子ども園等の関係機関と小 学校間の円滑な移行を確保するための個別支	保育課
	援体制の充実	学校教育課
	進路指導・キャリア教育の推進	福祉課 学校教育課
		子仪叙月砞

施策名	事業·取組	担当課
⑥医療的ケア児への支援	保育園、小中学校への看護師等の配置	保育課
		学校教育課
	医療的ケア児支援センター及び関係各課との 情報の共有	保育課
		学校教育課
		健康課
		福祉課
	医療的ケア児等コーディネーターの配置	福祉課

基本目標6 一人ひとりが生き生きと活躍する"まち"

~雇用·就業·経済的自立~

現状と課題

障害者の法定雇用率は、地方行政機関では 2.6%です。本市では採用試験において障害者区分を身体障害者に限定せず、精神障害者及び知的障害者の受験を可能としています。

地域の就労に関しては、地域自立支援協議会就労支援部会で協議されています。関係機関が多 岐にわたるため、今後も計画的な推進が必要です。

就労支援部会にて、各支援機関の中核機関として障害者就労支援センターの設置が課題として あげられています。

就労支援事業所の授産物品の販売を支援しています。市内のすべての機関がそろって推進に努める体制づくりが必要です。

西尾市地域自立支援協議会就労支援部会とも連携して効果的な各課への周知方法や依頼方法 を検討し、さらに優先調達を進める必要があります。

目指す方向性

- ▶障害者を積極的に採用するとともに、全庁的に障害者就労施設等からの優先調達の推進に取り 組みます。
- ▶西尾市地域自立支援協議会就労支援部会やハローワーク等の関係機関と連携し、就労機会拡大のための取組を進めます。

施策

施策	施策の内容
①障害者雇用の促進	●障害者の法定雇用率を上回るよう、積極的に障害者の採用に努めます。
	●庁内ワークステーションを立ち上げ、障害者が従事可能な業務を集 約し、雇用の拡大に取り組みます。
②就労支援の推進と障 害者優先調達の推進	 ●地域自立支援協議会の就労支援部会を活用し、ハローワークと連携した企業訪問や就職面接会等、障害者の就労機会の拡大に取り組みます。 ●障害者の就労支援のため、就労支援事業所の授産物品の販売を支援します。 ●障害者優先調達の理念に基づき、全庁的に推進に取り組みます。

施策名	事業·取組	担当課
①障害者雇用の促進	市における障害者の積極的な採用	人事課
	庁内ワークステーションの設置	人事課
②就労支援の推進と障害者優	地域自立支援協議会(就労支援部会)の運営	福祉課
先調達の推進 - -	就労支援に関する各機関との連携	福祉課
	就労支援事業所の授産物品の販売支援	福祉課
	障害者職場体験実習の拡大	福祉課
	障害者就労施設等からの物品及び役務の優 先調達を全庁的に推進	福祉課

基本目標7 すべての人にやさしい"まち"

~共生社会・権利擁護・差別解消・協働~

現状と課題

コミュニティバスとして「六万石くるりんバス (西尾地区)」及び「いっちゃんバス (一色地区)」を運行しています。

また、公共交通空白地区解消のため、自宅と目的地を結ぶおでかけタクシー「いこまいかー」を運行しています。

高齢者、障害者等交通弱者の移動の足を確保し、生活の利便性の向上を図り、社会参加の促進につなげ、地域を活性化させていく必要があります。引き続き、交通弱者の持続可能な移動手段確保を検討し、生活の利便性向上、地域の活性化等を図るとともに、地域の生活行動にあった見直しを適宜検討することが必要です。

西尾市都市計画マスタープランでは、近年の社会情勢やライフスタイルの変化などを踏まえて、都市機能の集積、新たな拠点や産業拠点の設定など、目指すべき将来像や土地利用などの都市整備の方針について見直し、にしお未来創造ビジョンなどの上位計画との整合を図りつつ、新たな都市づくりの方針を定めています。この中で、全ての人にやさしい都市づくりを掲げています。

公共施設の新築、整備及び改修の際に、ユニバーサルデザインの観点に立ち、バリアフリー化を進めていく必要があります。

公園に関してはバリアフリー新法施行以前に供用開始された都市公園が多く、特に多目的トイレ 未設置が多い状況です。また、建替計画のある公営住宅については、設計段階からバリアフリー化を 取り入れますが、既存公営住宅については改修の必要があります。

西尾市社会福祉大会でボランティア活動功労者を表彰しており、活動の活性化とモチベーションのアップに寄与しています。

障害者の立場に立った行政サービスを提供するためには、職員が障害及び障害者について、更に 理解を深める必要があります。

災害対策基本法の改正により避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられ、市は名簿を作成しました。名簿を作成した趣旨についての啓発と理解促進、個別計画の策定が今後求められます。

また、障害福祉サービス事業所等との福祉避難所協定の締結を進めるとともに、福祉避難所開設訓練を実施する等、福祉避難所の実効性を高める取組が必要です。

平成 28 年4月施行の「障害者差別解消法」により、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、一人ひとりの障害にあわせた「合理的配慮」の提供が行政・事業者に義務化されました。

障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支えあうための一つのあり方として、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成 28 年5月に施行されました。

障害者への虐待を未然に防ぐために、相談支援事業所と連携し、相談支援の充実や関係機関との連携を図りながら障害者やその家族、事業所の支援を行っていきます。しかし、短期入所施設が足りないなど、家族がレスパイトできるサービスが不足している現状があります。

目指す方向性

- ▶障害者が地域で自立して生活をしていくため、また社会参加のための移動手段の充実に努めます。
- ▶避難行動要支援者名簿を有効活用し、災害等緊急時における障害者の安全確保を図ります。
- ▶公共施設及び公共交通機関や道路等のバリアフリー化を関係機関と連携し推進します。
- ▶障害者が地域で暮らしていくために、ボランティアの育成等必要な住民サポートカの強化に努めます。
- ▶障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、理解を深めるための情報発信を行うとともに、成年後見制度等の権利擁護の取組を進めます。

施策

施策	施策の内容
①社会参加のための移動手段の確保	●引き続き、交通弱者の移動手段の確保を検討し、生活の利便性向上、地域の活性化等を図ります。 ●電車、バス等の公共交通機関を利用することが困難な障害者に福祉タクシーチケットを交付します。制度内容について、申請者及びタクシー業者へ周知を徹底し、制度の適性運用に努めます。 ●おでかけタクシー「いこまいかー」により、引き続き公共交通空白地の解消を図ります。 ●西尾市社会福祉協議会においても、移動が困難な障害者や高齢者及び傷病等により歩行困難な方へ福祉車両を貸し出しています。
②公共施設等のバリア フリー・ユニバーサル デザイン化の推進	●道路の新設・改良工事の施工時には、視覚障害者が安全に歩行できるよう点字誘導ブロックを設置するなど、福祉的な観点での合理的配慮に基づき整備を行います。 ●障害のある児童・生徒が支障なく学校生活を送れるよう、必要に応じてバリアフリー化を図ります。 ●公共施設の新築、整備及び改修の際に、バリアフリー化を含め、人にやさしいまちづくり条例に合致するよう施設の管理課と設計を進めていきます。 ●住み慣れた住宅に住み続けられるよう、既存住宅のバリアフリー化の推進を継続します。
③地域での支えあい活 動の推進	●ボランティア活動を啓発するため、西尾市社会福祉大会でボランティ ア活動功労者の表彰を引き続き行い、ボランティア活動の育成を図りま す。

施策	施策の内容
13 //3	●市民との協働によるまちづくりを進めるため、先駆性、柔軟性、専門
	性、使命感といった特性を有する企業との連携は不可欠です。ネットワ
	一ク上の連携だけでなく、相互の活動を知る機会を設定するなど、顔の
	見える関係、支え合える関係を作り、地域における多様な主体のひとつ
	として、互いの強みを生かした協働事業の可能性を探ります。
 ④職員研修の実施	●障害者の人権を含む人権啓発研修を実施し、障害及び障害者に関
	する理解を深めます。
	, o 2.11 2.11 1.11 1.11 1.11 1.11 1.11 1.
 ⑤災害・防災対策と安	●ひとり暮らしの高齢者や障害者が住宅内で急病等の緊急事態に陥
心・安全のまちづくり	った時に、迅速な対応ができるよう、携帯端末にも対応する緊急通報装
	置を設置します。
	●家具の転倒による被害防止のために、周知を図りつつ、転倒防止金
	具の取付けを行います。
	●火災を未然に防止するため、「老人防火・救急教室」を開催します。
	また、住宅に設置が義務づけられている火災警報器設置の補助を行い
	ます。
	●避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられ、市は名簿を作成し
	ています。地域の自主防災会に対して、防災訓練等への避難行動要支
	援者の参加を促すとともに、避難行動要支援者の避難訓練を取り入れ
	るよう依頼します。また地域コミュニティの支援や支援者の確保、各機
	関との連携について啓発を実施します。避難行動要支援者個別計画、
	避難確保計画については、防災部局だけでなく福祉部局などと連携
	し、作成を推進していきます。
	●聴覚障害者が避難所でも情報の確保ができるよう、各避難所に筆
	談用のスケッチブックを整備し、必要に応じて要約筆記・手話通訳者の
	派遣を検討します。
	●随時新規指定事業所等を福祉避難所として、追加の検討をします。
	協定締結先施設とは、福祉避難所設置運営マニュアルについて話し合
	い、災害時に福祉避難所が機能できる仕組みの構築を進めます。
	●地域の安全は地域で守るという考え方を基本として、地域や町内会
	における防犯意識の維持・高揚を図ります。年4回の安全なまちづくり
	運動期間にあわせ防犯ボランティア、警察等と協力し、広報啓発を行い
	ます。また、町内会が行う防犯灯の新設、防犯カメラの設置に対し、補助
	金を交付し、犯罪の起きない環境づくりを推進します。

施策	施策の内容
	●聴覚や発話の障害者がスムーズに緊急通報できるよう、関係機関と協力し、西尾市 Net I 19 緊急通報システムの新規登録と利用を促進します。また、システムの利便性、有益性について広報誌やパンフレットなどの媒体を用いて情報発信します。
⑥差別の解消と権利擁護の推進	●関係者の研修による資質向上や連携強化を図り、虐待への適切な対応や成年後見制度の活用、消費者保護制度の周知などに努めます。障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると思われる障害者に対して、相談支援事業所とともに周知及び個別相談を実施します。また、申立てに要する経費及び後見人等の報酬等について、該当者には助成します。 ●成年後見センターとの連携を強化し、成年後見制度の周知と利用の支援を推進していきます。 ●広報等で一般の方にも障害者差別解消法についての情報を発信し、あわせて相談窓口についても周知を図ります。 ●地域自立支援協議会権利擁護部会との連携を図ります。
⑦虐待の防止	●虐待を未然に防ぐために、相談支援事業所と連携し、相談支援の充実や関係機関との連携を図りながら障害者やその家族、事業所の支援を行っていきます。 ●関係機関と連携を密にし、広報やリーフレット等により、虐待の現状、相談体制、防止施策等の知識を普及し、地域における早期発見や予防など協力を要請します。また、乳幼児健康診査や「こんにちは赤ちゃん訪問事業」において虐待の早期発見に努めます。 ●いじめを見逃さず許さない雰囲気を、児童・生徒含め学校全体で育んでいくとともに、いじめの早期発見・未然防止の取組をより一層強化していきます。

主な事業・取組

施策名	事業·取組	担当課
①社会参加のための移動手段 の確保	コミュニティバス (六万石くるりんバス、いこまいかー) の運行	地域つながり課
	福祉タクシーチケット制度	福祉課
②公共施設等のバリアフリー・	視覚障害者用誘導用ブロック設置の推進	土木課
ユニバーサルデザイン化の 推進	小中学校のバリアフリー化の推進	教育庶務課
	公共施設のバリアフリー化の推進	土木課 公園緑地課 建築課 資産経営課
	市営住宅のバリアフリー化の推進	建築課
③地域での支えあい活動の推	ボランティアの表彰制度	福祉課
進	企業内ボランティアについての理解促進·連 携·協働	地域つながり課
	にしお市民活動センターの運営	地域つながり課
④職員研修の実施	市職員福祉研修	人事課
⑤災害・防災対策と安心・安全 のまちづくり	緊急通報システムの設置	福祉課 長寿課
	火災警報器の設置	福祉課
	家具転倒防止事業	福祉課 長寿課
	避難行動要支援者名簿の管理	福祉課 長寿課
	災害時の障害者の誘導体制の整備	危機管理課
	避難所での要約筆記・手話通訳	危機管理課 福祉課

施策名	事業·取組	担当課
	福祉避難所の設置	福祉課 長寿課
	防犯対策の強化	危機管理課
	西尾市 Net I I 9 緊急通報システムの運用	指令課
⑥差別の解消と権利擁護の推 進	権利擁護の推進と制度の周知	福祉課 長寿課
	障害者差別解消法等の周知	福祉課
⑦虐待の防止	障害者の虐待防止体制の整備	福祉課
	子どもと家族の相談体制の充実	保育課 子育て支援課 家庭児童支援課 健康課
	児童虐待防止と対応の強化	健康課 家庭児童支援課
	いじめの予防	学校教育課

障害福祉計画·障害児福祉計画

第5章 障害福祉サービス等の目標と見込量確保 のための方策

Ⅰ 令和8年度の目標値

国の基本方針等に基づき、過去の実績と地域の実情に応じて目標値を設定しました。

(1)福祉施設入所者の地域生活への移行(福祉施設から地域生活への移行促進)

項目	数值	考え方
施設入所者数(A)	91人	令和4年度末時点の施設入所者数(基 準値)
【目標值】 地域生活移行者数(B)	6 人移行	施設入所からグループホーム等への移 行した者の数
地域生活物11 有数(D)	6.6%	移行割合(B/A)
【目標值】	5 人減	施設入所者の削減見込数
施設入所者削減見込(C)	5.5%	削減割合(C/A)

(2) 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等の機能充実のための効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築します。

※地域生活支援拠点等…相談、緊急時の受け入れ対応、体験の機会・場、専門的な人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能を備え、障害のある人の高齢化や親亡き後を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支える支援体制

実施の内容【目標 令和8年度末】

地域生活支援拠点等を | か所設置し、機能充実のため、コーディネーターの配置、年 | 回以上運用状況を検証・検討することに努めます。

強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズの把握に努めます。

強度行動障害を有する障害者に係る支援体制の整備を図ります。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数 値	考え方
福祉施設利用者の一般就労への移行者	39人	令和3年度実績(29人)の 1.28 倍以 上を基準に算出する。
就労移行支援事業利用者の一般就労への 移行者	32人	一般就労に移行する利用者を令和3年 度実績(24人)から1.31倍以上増加。
一般就労移行者の割合が5割以上の就労 移行支援事業所の割合	50%	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上。
就労継続支援A型事業利用者の一般就労 への移行者	3人	一般就労に移行する利用者を令和3年 度実績(2人)から 1.29倍以上増加。

項目	数 値	考え方
就労継続支援 B 型事業利用者の一般就労 への移行者	4人	一般就労に移行する利用者を令和3年 度実績(3人)から1.28 倍以上増加。
就労定着支援事業利用者数	12人	就労定着支援事業の利用者を令和3年 度末実績(8人)から 1.41倍以上増 加。
就労定着率7割以上の就労定着支援事業 所の割合	25%	就労定着率7割以上の就労定着支援 事業所の割合を全体の 2.5 割以上とす る。

(4)相談支援体制の充実・強化のための取組

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や人材育成の支援、障害分野以外の介護、子育で、生活困窮等の相談機関との連携強化を推進し、地域の相談支援体制の強化に努めます。

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置及び地域の相談支援体制の強化を図る体制 の確保	実施の 有無	有	有	有
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制の確保	実施の 有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問 等による専門的な指導・助言件数	件/年	36	36	36
地域の相談支援事業者の人材育成 の支援件数	件/年	6	6	6
地域の相談機関との連携強化の取組 の実施回数	回/年	6	6	6
個別事例の支援内容の検証の実施 回数	回/年	9	9	9
主任相談支援専門員の配置	配置人数	I	I	I
協議会における相談支援事業所参画	回/年	6	6	6
による事例検討回数・参加事業者数	事業者数	5	5	5
協議会の専門部会の設置数及び実	設置数	4	4	4
施回数	回/年	3	3	3

(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修について、職員の参加を積極的に行います。

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修への参加人数	人/年	6	6	6

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、関係事業所と情報を共有して 審査支払等システムへの入力の改善を図ります。

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
審査結果の共有回数	回/年	12	12	12

2 障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保の方策

各見込量は、令和3年度から令和5年度の実績を基礎(幾何平均*を活用)として、利用者数の伸び等を見込み、月あたりの数値で算出しています。

※値の総和をn個で割るのでなく、値の総乗のn乗根を取る方法。単純平均よりも次元を横断した本質的差異をよく表すといわれる。

(1)訪問系サービス

サービス名	内 容
居宅介護	居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で 入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行いま す。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害のある人が対象となります。移動 時、又は、外出先において必要な情報提供や援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が対象となります。行動するときに生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

【サービスの見込量】 (月あたり)

		令和(6年度	令和7年度		令和8	令和8年度	
	区分	利用時間 (時間)	利用者数 (人)	利用時間 (時間)	利用者数 (人)	利用時間 (時間)	利用者数 (人)	
全	: 体	1,374	86	1,377	88	1,381	90	
	居宅介護	914	64	914	64	914	64	
	重度訪問介護	356	I	356	ı	356	_	
	同行援護	93	17	96	18	100	19	
	行動援護	11	4	1.1	5	11	6	
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	

- ・必要なサービスが適切に利用できるように、相談支援事業の充実に努めるとともに、西尾市地域自立支援協議会においてニーズを把握し、部会等において対応策を随時検討していきます。
- ・医療的ケアが必要な重度障害者や精神障害者に対するサービス提供体制の拡充のため、事業者に対し障害特性を理解するための研修等への参加を促すとともに、人材確保のためのネットワークの構築などを検討していきます。

(2)日中活動系サービス

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練·生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
就労選択支援 【令和7年度新規】	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就 労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に 合った選択を支援します。 ハローワークはこの支援を受けた者に対して、アセスメント結果を参考 に職業指導等を実施します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型·B型)	一般企業等への就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。 A型:一般企業での雇用が困難な者に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る支援を実施。 B型:一般企業等での雇用が困難な者、一定年齢に達している者等に対し、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上を図る支援を実施。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して就業した方の就労を継続するために、 事業所や家族との相談や連絡調整などの支援を行います。
短期入所 (福祉型、医療型)	介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含め施設や病院等で入 浴や排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話を行います。

					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 47/ 6 7 7
- 0	令和(6年度	令和'	令和7年度 令和8年		
区分	利用量 (人日)	利用者数 (人)	利用量 (人日)	利用者数 (人)	利用量 (人日)	利用者数 (人)
生活介護	6,963	367	7,135	374	7,311	382
自立訓練(機能訓練)	18	2	18	2	18	2
自立訓練(生活訓練)	5	2	5	2	5	2
就労選択支援	_	_	_	15	-	15
就労移行支援	1,034	58	1,096	60	1,162	63
就労継続支援(A型)	1,420	69	1,494	72	1,568	75
就労継続支援(B型)	5,227	302	5,428	313	5,637	324
就労定着支援	_	12	_	12	_	12
短期入所(福祉型)	296	63	313	68	330	73
短期入所(医療型)	13	2	15	2	18	2
療養介護		15		16		17

- ・就労支援関係のサービスが有効に実施されるように、サービス提供事業者や雇用関係機関との 連携を強化し、就労支援体制の整備を進めます。
- ・障害のある人の就労機会拡大については、西尾市地域自立支援協議会を中心として、引き続き対 応策を検討するとともに、関係機関との連携による一般企業等へ雇用機会の拡大と確保に向けた 啓発を図ります。また、障害のある人の雇用に関する情報の提供に努め、就労定着に向けた支援 体制の充実を図ります。
- ・緊急時対応をはじめとした短期入所利用者枠の確保など、利用ニーズに応じたサービス提供が 行えるよう努めていきます。
- ・利用ニーズに応じたサービス提供が行えるよう、さらなる利用定員の拡大と新たな事業所の参入 を検討するとともに、関係機関との連携を強化していきます。

(3)居住系サービス

サービス名	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活住居において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先、その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話等を行います。
施設入所支援	主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する 相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【サービスの見込量】

(月あたり)

(月あたり)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2 %	利用者数(人)	利用者数(人)	利用者数(人)
自立生活援助	2	2	2
共同生活援助(グループホーム)	162	172	184
施設入所支援	90	88	86

【確保の方策】

- ・地域生活支援拠点の機能や地域移行を推進する施設として、共同生活援助(グループホーム)等の充実に向けて、市内又は近隣市町で活動する事業所等の動向の把握に努め、整備を働きかけていきます。
- ・施設入所支援については、利用者のニーズに対応できるように、サービス提供事業者と連携を取りながら、障害支援区分等を適切に判断するとともに、共同生活援助 (グループホーム) を中心とした地域での居住の場への移行を検討します。
- ・地域で安心して住み続けることができるよう、保健、医療、福祉の連携によるネットワークづくりを検討していきます。

(4)相談支援

サービス名	内 容
計画相談支援	障害のある人の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス
司	利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。
地域移行支援	入所施設や病院から地域生活への移行を希望する人に対し、住居の
地域物1] 又扳 	確保等、必要な相談支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身により地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡
地域足有又抜 	体制を確保します。

【サービスの見込量】

<u> </u>			/
区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2	利用者数(人)	利用者数(人)	利用者数(人)
計画相談支援	200	212	224
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	ı	I	1

- ・指定相談支援事業者と連携を密にして、適切な利用計画を提供できるように、事業所の拡充と支援体制の確保に努めます。
- ・障害の種類に関わらず対応できる幅広い知識と、障害ごとに求められる専門性の高い知識の双方を兼ね備えた相談支援専門員の育成のため、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。
- ・障害のある人の生活や就労等を包括的に支援できるように、相談支援体制の強化に努めます。

3 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

(1)必須事業

①理解促進研修·啓発事業

事業名	内容・実施に関する考え方
理解促進研修·啓発事業	障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人の理解を深めるための啓発等を通じて地域住民への働きかけを行います。

【事業の見込量】

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修·啓発事業	実施の有無	有	有	有

【確保の方策】

・地域住民に対して障害のある人の正しい理解を深め、合理的配慮の提供など共生社会の実現に向けた研修・啓発事業等を継続実施していきます。

②相談支援事業

事業名	内容・実施に関する考え方
障害者相談支援事業	障害のある人等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、障害 福祉サービスの利用に関する支援を行うとともに、障害のある人等の 権利擁護のために必要な援助を行います。
地域自立支援協議会	相談支援事業等を通して、利用者のニーズに応じた事業や必要なサービス量の把握に努めるとともに、関係機関とのネットワーク化を進めていきます。

【事業の見込量】

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	市内 実施箇所数 (箇所)	3	3	3
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有

- ・相談支援事業については、身近な相談先として周知を行うとともに、適切なケアマネジメントと関係 機関などとの調整を行うなど、専門的な相談支援を提供できるように、支援体制の強化を図ります。
- ・西尾市地域自立支援協議会を活用し、相談支援事業の適切な実施や地域の関係機関との連携 強化等を推進し、地域課題を検討するとともに、障害のある人に係る計画に対し幅広い意見を反 映させる定期的な協議を行います。
- ・相談支援専門員の養成や、質の向上に向けた取組を進めるよう、事業所に働きかけていきます。

③成年後見制度

事業名	内容・実施に関する考え方
利用支援事業	成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度の申立てに要する経費(登録手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部、又は一部を助成します。
普及啓発事業	成年後見制度について、広報での周知やパンフレットの配布、研修会の実施などの啓発活動を行います。

【事業の見込量】

事業	名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利田士校車業	市長申立て	件/年	2	2	2
利用支援事業	後見人助成	件/年	3	3	3
普及啓発事業		実施の有無	有	有	有

【確保の方策】

・障害のある人の社会参加を支援し、適切な権利擁護が図られるよう、成年後見制度の周知や利用に向け、成年後見センターとの連携を図ります。

4) 意思疎通支援事業

事業名	内容・実施に関する考え方
意思疎通支援事業	聴覚、音声言語機能障害により意思疎通を図ることに支障がある人等に、意思の疎通の円滑化を図るため、手話通訳者の設置や手話通 訳者及び要約筆記者を派遣する事業を実施します。

【事業の見込量】

事業	名	単位	令和6年 度	令和7年 度	令和8年 度
	手話通訳者設置	人	2	2	2
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣	件/年	303	312	321
	要約筆記者派遣	件/年	5	5	5

【確保の方策】

- ・市役所内の手続きや相談に関する支援として、福祉課窓口に引き続き手話通訳者を設置していき ます。
- ・手話通訳者、要約筆記者等の育成のための啓発活動に努めます。

・聴覚障害者へ制度の周知を図り、聴覚障害のある人の社会参加が促せるように引き続き事業を実施していきます。

⑤日常生活用具給付事業

事業名	内容・実施に関する考え方
日常生活用具給付事業	日常生活上の便宜を図るため、障害者(児)に対し、介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具(住宅改修費)を給付します。

【事業の見込量】

	事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	介護·訓練支援用具	給付件数 (件/年)	9	9	9
日常	自立生活支援用具	給付件数 (件/年)	23	24	24
日常生活用具給	在宅療養等支援用具	給付件数 (件/年)	41	42	43
具給	情報·意思疎通支援用具	給付件数 (件/年)	18	19	19
付事業	排泄管理支援用具	給付件数 (件/年)	3,487	3,557	3,628
未	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数 (件/年)	5	5	5

【確保の方策】

- ・障害のある人が生活の質の向上を図ることができるよう、障害の特性にあわせた適切な用具の給付を行います。
- ・障害のある人のニーズにあった種目を給付できるよう、定期的な種目等の見直しを検討するととも に、利用を促進するための周知に努めます。

⑥手話奉仕員養成研修事業

事業名	内容・実施に関する考え方
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行なうのに必要な手話語彙及び手話表現技術を 習得した者を養成する。

【事業の見込量】

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成入門講座	人/年	17	17	17
手話奉仕員養成基礎講 座	人/年	15	15	15

【確保の方策】

・手話で意思疎通を行なう人の自立した日常生活又は社会生活を支援するため、広報等で講座を 周知し、受講者の募集に努めます。

⑦移動支援事業

事業名	内容・実施に関する考え方
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、地域で自立した生活及び社 会参加を促すため、外出のための必要な支援を行います。

【事業の見込量】

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
20 科士拉声光	人/月	150	163	175
移動支援事業	時間/月	300	325	350

【確保の方策】

・障害のある人の社会参加を支援するため、適切にサービスを利用できるよう、事業所及び人材の 確保に努めます。

⑧地域活動支援センター

事業名	内容・実施に関する考え方
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業を実施し、障害のある人の地域生活支援を行います。

【事業の見込量】

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動士授わいる。	市内実施箇所数(箇所)	2	2	2
地域活動支援センター	人/年	180	190	200

【確保の方策】

- ・障害のある人の自立、社会参加を図るため、多様なニーズに沿った柔軟な事業の実施を検討します。
- ・地域活動支援センターの機能強化をはじめ、他サービスや機関との連携を図ります。

(2)任意事業

⑨訪問入浴サービス

事業名	内容・実施に関する考え方
訪問入浴サービス	入浴が困難な在宅の身体障害のある人に、訪問入浴車による入浴サ ービスを提供します。

【サービスの見込量】

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	人/年	8	8	9

・地域における重度身体障害のある人等の日常生活を支援するため、引き続き実施します。

⑩日中一時支援事業

事業名	内容・実施に関する考え方
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場の確保と、障害のある人を介護している家族の一時的休息のため、日中の一時的な見守り等の支援を行います。

【事業の見込量】

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
口中。吐士控吏类	人/月	194	197	200
日中一時支援事業	日分/月	776	788	800

【確保の方策】

- ・障害のある人の家族や介護者の就労支援、並びに一時的な休息のため、事業を継続するとともに、 日中一時支援が必要な障害のある人の把握に努めます。
- ・障害特性の理解など支援者の能力向上や事業所のネットワークの構築のための研修会等の開催 を検討していきます。

①身体障害者福祉センター運営事業(文化・芸術・スポーツ講座開催等)

事業名	内容・実施に関する考え方
	スポーツ、芸術文化活動等を行うことにより、障害者の社会参加を促します。

【事業の見込量】

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害者福祉センター 運営事業	年間講座数等	16	16	16

【確保の方策】

・障害のある人の社会参加を促進するため、広報等による周知を図るとともに、適正な事業運営を 進めていきます。

②点字・声の広報等発行事業

事業名	内容・実施に関する考え方
点字・声の広報等発行事業	点字・声の広報を発行し、市の情報などを提供、発信していきます。

【事業の見込量】

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点字・声の広報等発行事業	回/年	12	12	12

・視覚障害のある人の社会参加を促すために、点字サークル等との連携を図りながら適正な事業運営を進めていきます。

③学校生活介助員派遣事業

事業名	内容・実施に関する考え方
学校生活介助員派遣事業	市内の小中学校に在籍する重度の身体障害がある児童・生徒に対し、必要に応じてヘルパーを派遣し、身辺自立が促せるように支援します。

【事業の見込量】

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
学校生活介助員派遣事業	人/月	1	1	1
子仪土心丌则貝派追事果 	時間/月	5	5	5

【確保の方策】

・教育委員会との情報交換により、障害児の状態把握に努めながら、学校と調整し適正な事業運営 を進めていきます。

(4) 自動車運転免許取得費助成事業

事業名	内容・実施に関する考え方
自動車運転免許取得費助 成事業	身体障害者が、社会参加のために普通自動車運転免許を取得する場合に、取得費用の一部を助成します。

【事業の見込量】

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得費助 成事業	件/年	2	2	2

【確保の方策】

・障害のある人の社会参加を促進するため、広報等による周知を図るとともに、適正な事業運営を 進めていきます。

⑤自動車改造費助成事業

事業名	内容・実施に関する考え方
自動車改造費助成事業	身体障害者が、社会参加のために自らが所有し運転する自動車を改造する必要がある場合に、改造に要する費用の一部を助成します。

【事業の見込量】

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車改造費助成事業	件/年	7	7	7

【確保の方策】

・障害のある人の社会参加を促進するため、広報等による周知を図るとともに、適正な事業運営を 進めていきます。

⑥タクシー料金助成事業

事業名	内容・実施に関する考え方
タクシー料金助成事業	電車、バスの公共交通機関を利用することが困難な障害者に福祉タ クシーチケットを交付します。

【事業の見込量】

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
タクシー料金助成事業	人分/年	912	930	948

【確保の方策】

・障害のある人の社会参加を促進するため、広報等による周知を図るとともに、障害のある人が利用しやすい制度とし、適正な事業運営を進めていきます。

⑰障害者訪問理美容利用支援事業

事業名	内容・実施に関する考え方
障害者訪問理美容利用	理美容所を利用することが困難な、下肢又は体幹機能に重度の障害
支援事業	を有する方を対象に、訪問理美容に要する費用の一部を助成します。

【事業の見込量】

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者訪問理美容利用支 援事業	件/年	20	30	40

【確保の方策】

・外出して理美容所を利用することが困難な方の利用を促進するため、広報等による周知を図ると ともに、障害のある人が利用しやすい制度となるように必要に応じて制度を見直す等、適正な事業 運営を進めていきます。

4 その他の支援の見込量と確保の方策

(1)発達障害者に対する支援

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施

障害や自閉症などの子どもを持つ家庭を対象に障害理解の講座やワーク等を行う、ペアレントレーニングやペアレントプログラム等について、ニーズに応じて実施できるよう体制の整備を図ります。

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援プログラムの受講者数 (保護者)	人/年	20	20	20
支援プログラムの実施者数 (支援者)	人/年	2	2	2

②ペアレントメンターの養成

ペアレントメンターとは、自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことをいいます。本市では、愛知県が行う養成講座の周知を図ります。

③ピアサポート活動の推進

サービスを受ける立場であった当事者が、サポートする立場に立ち、仲間との交流や支援活動 を支える、ピアサポート活動の推進を図ります。

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害に対する重層的な連携による支援体制の構築を目指すため、保健、医療、福祉関係者による協議の場を開催します。また、精神障害者の地域移行支援や地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助などのサービスを実施します。

精神障害に対する重層的な連携による支援体制

【サービス等の見込量】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の 場の開催	回/年	6	6	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の 場への関係者の参加者数	人/年	28	28	28
保健、医療及び福祉関係者による協議の 場における目標設定及び評価の実施	回/年		_	1
精神障害者の地域移行支援	人/年	- 1	-	1
精神障害者の地域定着支援	人/年			1
精神障害者の共同生活援助	人/年	40	42	44
精神障害者の自立生活援助	人/年	2	2	2
精神障害者の自立訓練(生活訓練)	人/年	2	2	2

【確保の方策】

- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催については、今後も協議の場の維持を図るとともに、協議の場への関係者の参加を呼びかけます。
- ・精神障害者の地域移行支援や地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練については、今後のニーズを踏まえながら支援体制の確保を図ります。

第6章 障害児支援の目標と見込量確保のための方策

| 令和8年度の目標値

・障害児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの設置

本市では、既に児童発達支援センターを1か所設置しており、令和8年度末までに児童発達支援センターを確保する成果目標については達成済みです。

今後は、地域における障害児支援の中核的な役割を担う施設として、機能強化に努めます。

②保育所等訪問支援の充実

本市では、既に市内9事業所において保育所等訪問支援を実施しており、令和8年度末まで に保育所等訪問支援の実施体制を整備する成果目標については、達成済みです。

今後は、支援体制の確保・充実に努めます。

③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

本市では、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が2か所あり、令和8年度末までに少なくとも1か所以上確保する成果目標については、達成済みです。

今後も事業所の確保に努めていきます。

④主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

本市では、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所が1か所あり、令和 8年度末までに少なくとも1か所以上確保する成果目標については、達成済みです。

今後も事業所の確保に努めていきます。

⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図る協議の場は設置済みであり、今後も協議の場の維持・継続に努め、関係機関との連携強化を図ります。

⑥医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

本市では、既に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置済みでありますが、今後もコーディネーターの増員に努めていきます。

2 障害児通所支援及び相談支援等の見込量と確保の方策

サービス名	内 容
児童発達支援	児童発達支援センター等に障害児を保護者の元から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供します。
放課後等デイサービス	就学している障害児について、授業の終了後又は休業日に通所 し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等 を行います。
保育所等訪問支援	保育所・幼稚園・小学校等に通う障害児について、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適 応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出をすることが困難な重度の障害児を対象に、居宅を訪問して 基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の給付決定等について、障害児支援利用計画の 作成、関係者との連絡調整、障害児通所支援の利用状況の検証、 給付決定等に係る申請の勧奨等を行います。
医療的ケア児のための コーディネーターの配置	総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進します。

【サービスの見込量】 (月あたり)

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
区分	利用量 (人日)	利用者数	利用量 (人日)	利用者数	利用量 (人日)	利用者数
	(ハロ)		(ハロ)		(ハロ)	
児童発達支援	2,224	247	2,432	262	2,659	277
放課後等デイサービス	6,552	999	7,341	1,111	8,225	1,234
保育所等訪問支援	36	24	42	28	48	32
居宅訪問型児童発達支援	4		4		4	I
障害児相談支援	-	133	-	144	-	156

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児のための コーディネーターの配置	配置人数	4	5	6

【確保の方策】

- ・サービス提供事業所と連携し、人材育成、情報共有に努め、実施体制の確保を図ります。
- ・重症心身障害児を支援する事業所の確保と、医療的ケア児支援のための協議の場の維持・継続に努め、関係機関との連携強化を図ります。また、調整役としてのコーディネーターの配置人数の増員や、具体的な役割について検討します。
- ・適切な支援が提供できるよう、利用計画の作成やモニタリングを行う障害児相談支援事業所の拡 充と相談支援体制の強化を図ります。

3 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズと定量的な目標

【事業の見込量】

任 口山	利用ニーズ を踏まえた	定量的な目標(見込)(人)		
種 別	必要な見込 量(人)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	360	365	355	360
認定こども園	65	40	60	65
放課後児童健全育成事業 (児童クラブ)	60	60	60	60

【確保の方策】

・利用ニーズを踏まえた受入れ体制の整備・確保を引き続き図ります。

4 その他の障害児への支援等

障害のある子どもを持つ家庭に対しては、障害者福祉計画を踏まえ、それぞれの障害に応じた医療・療養・教育に取り組み、児童の健全な発達を支え、身近な地域で安心できる生活に向けて支援します。

また、障害の重度・重複化に対応するとともに、発達障害の子どもたち一人ひとりに寄り添いながら切れ目のない支援を図るため、支援体制の充実、指導方法の研究、指導者の育成に取り組みます。

《西尾市第2期子ども・子育て支援計画より抜粋》

事 業	内 容
療育の充実に向けた 広域連携	西三河の近隣6市の連絡会議において、療育機能の充実に向けた情報共有や職員研修を行います。
西尾市療育センター (ポッポ教室)	心身に発達の遅れがあると思われる児童に療育指導を行い、保護者を対象に療育グループの育成、療育相談及び講話などを行います。
児童発達支援センター 白ばら園	児童発達支援センター白ばら園は、ことばや運動面の遅れ・情緒面・人との関わりなど、発達上の心配や課題のある就学前児童をバスで送迎し、療育を受ける機会を提供します。また、保護者からの相談に応じる相談支援事業や、保育園・幼稚園等を巡回するなど地域支援を行います。
障がい児保育	障がい児担当保育士の配置と研修の充実、保育園や幼稚園での 障がい児保育を通じて、よりきめ細やかな保育に取り組みます。
こども発達支援事業	医療機関との連携により矢田つぼみ保育園において療育活動を 実施することで、障がいを持つ児童の心身の発達を促すとともに、 保護者の子育てと就労等との両立を支援します。
特別支援教育	障がいのある児童・生徒一人ひとりにあった教育に取り組むために、職員研修や指導法の研究、特別支援教育アドバイザーや教育アシスタントの配置などを図ります。
特別児童扶養手当の 支給	20 歳未満の重度知的障がい児並びに重度の身体障がい児の保護者に手当を支給します。

資料編

資料編

(1)策定委員会委員名簿

西尾市障害者福祉計画·西尾市地域福祉計画等策定委員会委員名簿

団体名·役職等	氏 名
愛知県立大学教育福祉学部 教授	松宮朝
西尾市医師会 副会長	鈴 村 裕
西尾市歯科医師会 会長	蟹江友浩
西尾市障害者福祉団体連合会 会長	藤田善市
西尾市身体障害者福祉協会 会長	中嶋哲夫
西尾聴覚障害者協会 会長	松永好晴
西尾市手をつなぐ育成会 会長	瀧川賢司
特定非営利活動法人ハートネット西尾 理事長	田中研一
西尾市地域自立支援協議会 副会長	永田伸広
西尾市社会福祉協議会 会長	石川貞夫
西尾市地域包括支援センターー色 主任介護支援専門員	岡田孝宏
西尾保護区保護司会 理事	外山正志
愛知県西尾保健所 健康支援課長	有川 かがり
西尾市民生委員児童委員協議会 副会長	飯塚幸子
西尾市ボランティア連絡協議会 会長	安藤次郎
西尾市老人クラブ連合会 会長	井関公宏
西尾市子ども会育成連絡協議会 会長	植田康裕
西尾商工会議所 書記補	稲 垣 友 介
西尾市健康福祉部長	酒 井 正 樹
西尾市民公募者	大 竹 照 代
西尾市民公募者	牧 恵子

(2) 策定経過

令和5年	
3月7日~ 4月14日	市民アンケート調査の実施
6月29日	第1回西尾市障害者福祉計画·西尾市地域福祉計画等策定委員会 (計画策定の趣旨等について)
10月6日	第2回西尾市障害者福祉計画·西尾市地域福祉計画等策定委員会 (市民アンケート調査結果、団体アンケートについて)
10月12日~ 10月31日	障害者福祉計画、地域福祉計画策定のためのアンケート(団体調査)実施
月9日~	第3回西尾市障害者福祉計画·西尾市地域福祉計画等策定委員会 (書面開催 地域福祉計画·地域福祉活動計画、障害者福祉計画の骨子案の 確認について)
月2 日~	地域福祉計画・地域福祉活動計画、障害者福祉計画骨子案の施策体系に関する調査・確認 (関係各課に対し、書面により調査・確認)
12月22日	第4回西尾市障害者福祉計画·西尾市地域福祉計画等策定委員会 (地域福祉計画·地域福祉活動計画、障害者福祉計画の素案について)
令和6年	
月 日~ 2月9日	パブリックコメント実施 (市内 21 か所及びホームページにて公表)
2月28日~	パブリックコメント意見公表 (ホームページにて公表)
3月1日	第5回西尾市障害者福祉計画・西尾市地域福祉計画等策定委員会 (地域福祉計画・地域福祉活動計画、障害者福祉計画の承認)

(3)用語集

	用語	解説
あ行	アクセシビリティ	施設、設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさのこと。
	医療的ケア児	たんの吸引や人工呼吸器の使用、経管栄養などといった医療的援助を日常的に必要とする子どものこと。
か行	ガイドヘルプボランティア	一人での外出が困難な人が安心して出かけられるよ う移動サービスを提供するボランティア。
	基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、障害のある人の相談支援に関する業務をワンストップで総合的に行う機関。相談支援、情報提供、助言のほか、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関への連携の支援を行う。
	きずなネット	学校からの連絡を保護者に直接インターネット経由で 届ける連絡網サービス。
	共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のこと。
	協働	同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。
	強度行動障害	自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと
	グループホーム	地域での少人数の共同生活を支援するサービス。共同生活を営む住居において、主に夜間に相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う。
	ケアマネジメント	援助を必要とする人に対し、保健・医療・福祉など様々な社会資源を活用したケアプランを作成し、適切なサービスを行うこと。
	権利擁護	自己決定権の尊重という理念のもとに、本人が孤立してかかえる苦情や差別的な取扱いについて、本人の意思あるいは意向に即して、過不足なく支援すること。
	合理的配慮	障害者を特別扱いするのではなく、障害を持たない者 と同等の権利を保障するための措置のこと。
	コミュニティバス	行政が中心となって、既存の路線以外のバスを必要と している地域に走らせるバスのこと。
	こんにちは赤ちゃん訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる。

	用語	解説
さ行	自主防災組織	自然災害から地域を守るための住民による任意組織。 災害対策基本法に規定されている。自治会組織単位で つくられることが多い。避難訓練や防災研修などの活動 を行う。
	児童福祉法	児童の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設 及び事業に関する基本原則を定めた法律。
	自閉症	脳機能障害が原因でコミュニケーションの困難を示す 障害。言語能力が低く、対人関係を嫌い、手順などに強 いこだわりや固執を示すなどの症状がある発達障害の 一種と考えられている。
	社会福祉協議会	社会福祉法に基づき、民間の社会福祉活動の推進を目的とする非営利の民間組織。各種福祉サービスや相談事業、ボランティア等の支援、さらに地域の特性を踏まえた独自の事業等を行っている。
	重症心身障害	知的障害の程度が最重度・重度であり、かつ、身体障害者手帳の1、2級に該当する状態。
	手話奉仕員	手話奉仕員養成事業において、奉仕員として登録されている人。 聴覚・言語機能障害のある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うために必要な手話表現技術などを習得することを目標に、養成されている。
	巡回相談	子どもに応じた支援方法やより望ましい就学先等につ いて助言をする支援体制のこと。
	障害者基本法	障害者の自立及び社会参加を支援する施策に関する 基本理念を定めた法律。昭和45年制定の「心身障害者 対策基本法」を改正して平成5年に成立、平成16年に大 幅改正。障害のある人に対する障害を理由とした差別、 その他権利利益を侵害する行為をしてはならないと定め る。また、国や地方自治体に障害者のための施策に関す る基本計画の策定を義務付けている。平成23年の改正 により、障害者の定義を拡大、合理的配慮の概念を導 入。
	障害者雇用推進者	障害者雇用についての取組体制を整備するため、企業内に設置される人。「障害者雇用促進法」では、令和3年3月1日から43.5人以上の労働者を雇用する事業主は障害者雇用推進者を選任するように努めなければならないとされている。障害者雇用推進者は公共職業安定所との連絡窓口となる。
	障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 の通称。「障害者基本法」の基本理念に沿って、障害を 理由とする差別を解消するための措置について定めた法 律。障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止 し、行政機関や民間事業者に対して合理的配慮の提供 を義務付けている。

	用語	解説
さ行	障害者総合支援法	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の通称。地域社会における共生の実現に向けた障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」を平成24年に改正したもの。自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための障害福祉計画の策定、費用の負担等について定めている。
	障害者の権利に関する条約	障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。
	身体障害者手帳	視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、 肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう若しくは直腸 又は小腸・肝臓・免疫機能に障害がある人に都道府県 知事から交付されるもので、その程度により1級から6級 に分かれている。
	生活習慣病	食生活や喫煙、飲酒、運動不足など、生活習慣との関係が大きい病気のことで、糖尿病、脂質異常症、高血圧、など生活習慣が発症原因に深く関与している疾患の総称。以前は「成人病」と呼ばれていた。
	精神障害者保健福祉手帳	精神疾患があり、長期にわたり日常生活又は社会生活に制約がある人に、都道府県知事から交付されるもで、その程度により1級から3級に分かれている。
	成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人の財産や権利を守るための制度。代理人等を選任し、財産管理や身上保護(介護、施設への入退所などの生活について配慮すること)についての契約や遺産分割等の法律行為を行う民法上の制度。家庭裁判所が事案に応じて適切な代理人(成年後見人、保佐人、補助人)を選ぶ法定後見制度と、本人があらかじめ代理人(任意後見人)を選び、自己の判断能力が不十分になった場合の財産管理、身上保護などについての代理権を与える任意後見制度がある。
た行	地域移行支援	「施設や病院から住み慣れた地域へ」を支援するため、施設に入所している・病院に入院している方で地域における生活に移行するための支援を必要としている方に対して、住居の確保等地域生活に移行するために必要な相談や必要な支援を行う。
	地域生活支援拠点等	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、 居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支 援のための主な機能は、相談、緊急時の受入・対応、体 験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づ くりの5つを柱としている。

	用語	解説
た行	地域自立支援協議会	障害者総合支援法第89条の3に規定するもので、障害者等への支援体制の整備を図るために設置され、行政機関、サービス事業者、相談支援事業者等の関係機関、障害当事者や家族等、地域の様々な立場の者で構成される。サービス等利用計画等の質の向上のための体制整備や、地域移行支援・定着支援及び虐待防止等のためのネットワーク強化がその役割として期待されている。
	知的障害	知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあること。知的機能障害について標準化された知能検査による測定結果において、知能指数がおおむね70までとされている。程度により軽度・中度・重度・最重度と分けられる。
	デマンド型乗合タクシー	既存のタクシー車両を使って、自宅から小学校区内に ある最も近い駅またはバス停までを結ぶ公共交通サービ ス。
	特別支援学校	障害のある人等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上又は生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校。従来の盲学校・聾学校・養護学校を一本化し、障害種別を超えた学校として創設。平成19年4月施行。
	特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた 主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生 徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高 め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切 な指導及び必要な支援を行うもの。
	特別支援教育アドバイザー	発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の 教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方等について、 教職員、特別支援教育支援員、ボランティア等に対し、助 言・援助を行う
	特別支援教育コーディネーター	教育支援学校や小中学校の特別支援学級において、 生徒や保護者、教職員等からの相談に応じ、助言や教育 的援助を行う。また障害のある児童・生徒一人ひとりにつ いて個別の教育支援計画を作成する。
な行	内部障害	身体障害の一つで、呼吸器機能障害、心臓機能障害、 じん臓機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障 害、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害がその範 囲となっていたが、平成22年4月から、身体障害者福祉 法の対象範囲拡大に伴い肝臓機能障害が新たに加わっ ている。
	難病	発病の仕組みが明らかでなく、かつ、治療方法が確立 していないため長期にわたり療養を必要とする疾病のこ と。
	にこやか収集	ごみステーションまでのごみ出しが困難な高齢者や身体に障害がある人などを対象に、職員が玄関先まで出向きごみ収集の援助を行うサービス。

	用語	解説
は行	発達障害	主に先天性の脳機能障害が原因で、乳幼児期に生じる発達の遅れのこと。発達障害者支援法により定義付けられており、主に広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害の3種類に分類されている。症状の現れ方は発達障害のタイプによって大きく異なる。
	バリアフリー	高齢者や障害者だけでなく、あらゆる人の社会参加を 困難にしているすべての分野でのバリア(障壁)の除去と いう意味で用いられている。
	ハローワーク (公共職業安定所)	「職業安定法」により政府が組織・設置する機関で、職業紹介・職業指導・雇用保険業務等を行う。
	ピアサポート	障害のある人生に直面し、同じ立場や課題を経験して きたことを活かして仲間として支えること。
	避難行動要支援者	災害等が発生した場合に特に配慮が必要な高齢者、 障害者、難病患者等のうち、災害時に自ら避難すること が困難で支援を要する人。
	福祉タクシーチケット	電車やバス等公共交通機関の利用が困難な障害者 や高齢者の日常生活の利便を図るために交付されるチ ケット。
	福祉避難所	一般の避難所での生活が困難であり、何らかの特別 な配慮を必要とする方が、安心して避難生活を送れるよう、一般の避難所とは別に開設される避難所のこと。
	ペアレントトレーニング	保護者の方々が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達 促進や行動改善を目的とした心理療法プログラムのこと。
	ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所の職員等)が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムのこと。
	ペアレントメンター	自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援 に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。
	法定雇用率	全従業員に対して、雇用する障害者の割合のこと。民間企業だけでなく、地方自治体などの行政機関も義務づけられている。
	ポッポ教室	西尾市療育センター。お子さんのことばや運動など発達についての心配、あるいは食事や排泄などのしつけに困っているお母さんが親子で通う教室。
	ボランティア	社会福祉において、無償制、善意性、自発性に基づいて技術援助や労働提供等を行う民間奉仕者のこと。
ま行	耳マーク	聴覚障害者が、耳が不自由であると自己表示するために考案されたもの。
	モニタリング	サービス等利用計画に基づき、現在提供されているサービスが十分であるか、あるいは不必要なサービスが提供されていないか等を観察・把握すること。

	用語	解説
や行	ユニバーサルデザイン	年齢や障害の有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。
	要約筆記	第一言語を手話としない中途失聴者や難聴者などの 聴覚障害者に対して、話されている内容を要約し、文字と して伝えること。
ら行	療育	障害児の成長や自立支援のために、医療及び専門的 な教育機関と連携し、必要なトレーニングを施し育成する こと。
	療育手帳	知的障害者に公布される手帳。愛知県では、その程度により、A、B、Cの区分に分かれている。
	レスパイト	一時的中断、休息、息抜き。この語から派生した「レスパイトケア」とは乳幼児や障害児・者、高齢者などを在宅でケアしている家族のリフレッシュ等のため、一時的にケアを代替する家族支援サービスをいう。
	レスパイトサービス	障害児・者や高齢者を在宅で介護する家族の負担を 軽減し、心身の疲れを癒すため、施設への短期入所や自 宅への介護人派遣などによって一時的にケアを代替する 家族支援サービス。レスパイトケアともいう。

第4次西尾市障害者計画 第7期西尾市障害福祉計画 第3期西尾市障害児福祉計画

令和6年(2024年)3月発行

【編集発行】

西尾市 健康福祉部 福祉課

〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田 22 番地

TEL: 0563-65-2113 (障害者福祉担当) 0563-65-2115 (自立支援担当)

FAX: 0563-56-0112

